

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル インドネシア編

2018 年 3 月

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課
シンガポール事務所 知的財産部

はじめに

我が国と諸外国との経済的相互依存関係が深まる中で、今後とも我が国企業の海外進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれます。今後、我が国企業が諸外国で事業を展開していく前提として、国内のみならず進出先においても商標・意匠・特許等の知的財産権が適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は、未だに不備な部分を残しており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、進出先で知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

このような状況下、ジェトロでは、平成9年度より特許庁委託事業として、海外における我が国企業の知的財産権保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル・インドネシア編」を作成しましたのでお届けします。本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2018年3月

日本貿易振興機構
知的財産・イノベーション部
知的財産課

目次

第1章 知的財産権の取得等

第1節 はじめに	7
第2節 特許権の取得	12
1. 特許法の概要	12
2. 出願から登録までの手続き	14
3. 出願・登録状況	19
4. 特許審判	22
5. 特許権の効力	23
6. 強制実施権	23
7. 出願費用及び特許維持年金	24
第3節 意匠権の取得	25
1. 産業意匠法の概要	25
2. 出願から登録までの手続き	27
3. 出願・登録状況	29
4. 意匠権の効力	31
5. 出願費用	31
第4節 商標権の取得	32
1. 商標法の概要	32
2. 出願から登録までの手続き	35

3.	出願・登録状況	37
4.	商標権の効力	39
5.	商標審判	40
6.	出願費用	41
7.	公開情報検索 (PDKI)	41
8.	登録取消訴訟	48
第 5 節	著作権	53
第 6 節	営業秘密	55
第 7 節	集積回路配置	56
第 8 節	植物新品種	58
第 9 節	不正競争防止	60
第 10 節	ドメイン名の保護	63

第2章 知的財産権侵害行為に対する法的救済

第1節 模倣品・海賊版の実情	65
第2節 日本企業が直面する模倣品問題	69
第3節 知的財産権行使の制度	70
第4節 民事訴訟	73
第5節 刑事的対抗手段	76
1. 概要	76
2. 所管警察組織等	77
3. 刑事告発に必要な書類	78
4. 手続きの流れ	78
第6節 行政的救済手段	79
1. 税関による国境措置	79
2. ウェブサイト閉鎖	80
第3章 使用許諾契約	82

図表一覧

図一 1	知的財産総局組織図	10
図一 2	特許出願から登録まで	16
図一 3	意匠出願から登録まで	28
図一 4	商標出願から登録まで	37
図一 5	商標公開情報検索画面	43
図一 6	商標公開情報検索結果例	44
図一 7	出願ステータス照会画面への導入	45
図一 8	出願ステータス照会画面（1）	46
図一 9	出願ステータス照会画面（2）	46
図一10	出願ステータス照会結果（1）	47
図一11	出願ステータス照会結果（2）	47
図一12	民事訴訟の流れ	74
図一13	刑事的救済手段の流れ	78

表一 1	内外国人別特許出願件数	20
表一 2	特許出願登録状況	21
表一 3	国別特許出願件数	21
表一 4	意匠出願登録状況	29
表一 5	国別意匠出願件数	30
表一 6	商標出願登録状況	38
表一 7	国別商標出願件数	39
表一 8	商標審決数	40
表一 9	中央ジャカルタ商務裁判所知的財産訴訟審理状況	49
表一 10	中央ジャカルタ商務裁判所統計	50
表一 11	スラバヤ商務裁判所統計	51
表一 12	メダン商務裁判所統計	51
表一 13	スマラン商務裁判所統計	52
表一 14	マカッサル商務裁判所統計	52
表一 15	植物品種登録出願件数	58
表一 16	国家警察による知的財産侵害事件摘発件数	66
表一 17	捜査局による知的財産侵害事件摘発件数	66
表一 18	中央ジャカルタ商務裁判所における知的財産損害賠償請求訴訟数	73

添付資料

1. 知的財産関連機関・団体一覧	83
2. 知的財産コンサルタント料金例	90
3. 特許出願料金表	91
4. 特許年金表	93
5. 意匠出願料金表	101
6. 商標・地理的表示出願料金表	103
7. 著作権登録出願料金表	106
8. 営業秘密料金表	108
9. 集積回路配置登録出願料金表	109
10. 植物品種登録料金表	110
11. 特許出願用紙	112
12. 特許審査請求用紙	115
13. 意匠出願用紙	116
14. 商標出願用紙	118
15. 侵害被害届用紙	122
16. スラバヤインターナショナルスクール商標事件	124
17. 清涼飲料トレードドレス冒用問題	126
18. K-fee 商標不使用抹消事件	138

第1章 知的財産権の取得等

第1節 はじめに

インドネシアの知的財産制度の歴史は、1990年代初頭に本格的に開始する。著作権法、特許法と商標法はそれ以前にすでに存在していたが、特許、商標の審査制度が運用開始されたのは、特許法と商標法がそれぞれ89年、91年に改正された後であった。その後、インドネシアはWTO加盟を契機に知的財産関連の法整備を進めてきた。1997年に特許法、商標法、著作権法の三法を改正、特許国際条約に加盟したことに始まり、2000年12月20日には産業意匠法、営業秘密法、集積回路配置保護法が新たに制定され、TRIPS協定に定める知的財産の分野がすべて保護されるための法律が整えられた。更に2001年8月1日には特許法、商標法を、2002年7月29日には著作権法を再改正した。

知的財産行政を司る法務人権省知的財産総局は、その前進である著作権特許商標総局として1989年ジャカルタの西30キロのタンゲラン市に庁舎を構えた時から四半世紀を経て、2014年にジャカルタへ移転を実現した。また、同年には著作権法の改正、2016年には特許法と商標法の改正を行ったほか、2018年1月現在、意匠法改正が検討されている。

特許、意匠、商標の出願件数は依然として増加傾向にある。特に特許においては、従来外国出願が9割を占めていたが、国別出願件数で見ると、もはやインドネシア国内からの出願が日本からの出願に次いで2番目に位置するほどに増加してきた。意匠や商標においては従前より国内出願が多数を占めていたが、特許においても、知的財産は外国人のためのものという認識はもはや過去のものとなりつつある。

スマートフォンやタブレット等のIT機器の普及により社会の情報化が急速に進む中、特許、意匠、商標等のデータベースや審査経過情報、裁判判決情報等がウェブ上に公開されるようになってきており、知的財産総局における行政サービスや審査官・裁判官の判断の透明化が進むものと期待される。ただ、その一方で旧態依然とした効率の悪い書類管理や

事務作業は引き続き継承されており、アンバランスを引きずってもいる。

知的財産分野では、インドネシアは 1989 年に最初の特許法を施行後、2000 年に多くの法改正を成し遂げて以来次のような法律の施行を重ねてきている。(カッコ内は施行日)

1997 年特許法改正に関する法律第 13 号 (1997 年 5 月 7 日)

2000 年植物品種に関する法律第 29 号 (2000 年 12 月 20 日)

2000 年営業秘密に関する法律第 30 号 (2000 年 12 月 20 日)

2000 年産業意匠に関する法律第 31 号 (2000 年 12 月 20 日)

2000 年集積回路配置設計に関する法律第 32 号 (2000 年 12 月 20 日)

2001 年商標に関する法律第 15 号 (2001 年 8 月 1 日)

2014 年著作権に関する法律第 28 号 (2014 年 9 月 16 日)

2016 年特許に関する法律第 13 号 (2016 年 7 月 28 日)

2016 年商標及び地理的表示に関する法律第 20 号 (2016 年 11 月 25 日)

これらの法律によって取得できる権利は次のとおりである。

法律	保護の対象	取得できる権利	保護期間
2016 年商標及び地理的表示に関する法律第 20 号	商標	商標権	出願から 10 年 (更新可能)
	地理的表示	地理的表示権	地理的表示保護が与えられる根拠となった、評判、品質、特性、が維持されている限り無期限
2016 年特許に関する法律第 13 号	特許	特許権	出願から 20 年
	簡易特許	簡易特許権	出願から 10 年
2000 年産業意匠に関する法律第 31 号	意匠	意匠権	出願から 10 年

2000 年集積回路配置設計に関する法律第 32 号	集積回路配置設計	集積回路配置設計	出願から 10 年
2014 年著作権に関する法律第 28 号	著作物	著作権	道徳権は無期限。 経済権は、個人著作物（但し、写真、コンピュータプログラム等は除く）については死後 70 年、写真、コンピュータプログラム等の著作物及び法人著作物については最初の公開から 50 年。

また、インドネシアが加盟している知的財産関連の国際条約は以下のとおりである。

パリ条約（1950 年 12 月 24 日）

WIPO 条約（1979 年 12 月 18 日）

特許協力条約（1997 年 9 月 5 日）

商標法条約（1997 年 9 月 5 日）

ベルヌ条約（1997 年 9 月 5 日）

WIPO 著作権条約（2002 年 3 月 6 日）

WIPO 実演レコード条約（2005 年 2 月 15 日）

マドリッドプロトコル（2018 年 1 月 2 日）

インドネシアにおける知的財産権の申請・登録に係る行政は、法務人権省知的財産総局
(Directorate General of Intellectual Property, Department of Law and Human Rights,
住所：Jl. H. R. Rasuna Said Kav. 8-9, RT.16/RW.4, Karet Kuningan, RT.16/RW.4, Karet
Kuningan, Kota Jakarta Selatan, Daerah Khusus Ibukota Jakarta 12940 Indonesia,

<http://www.dgip.go.id>) が所管している（ただし、植物品種関連は除く）。知的財産総局は約 530 名の職員より構成され、知的財産総局長の下に、著作権意匠局、特許集積回路配置設計営業秘密局、商標地理的表示局、知的財産強化協力局、知財情報技術局、捜査紛争解決局が置かれている。知的財産総局の組織図と各局の構成員数（2017 年 12 月時点）は図一 1 のとおりである。

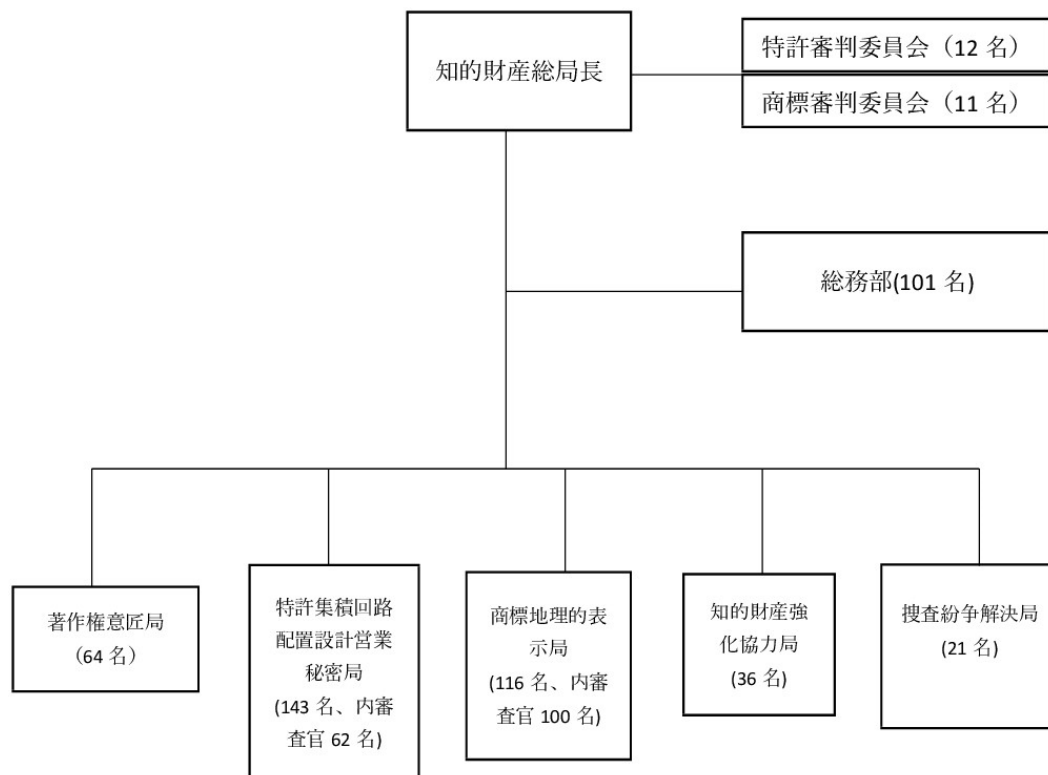


図-1 知的財産総局組織図

出願の多くは、知的財産コンサルタントと称され、日本でいう弁理士に相当する専門家を通して出願されている。制度開始当初、資格者はわずか 43 名であったが、2006 年 6 月時点で 256 名、さらに 2017 年 12 月時点では 964 名に増え、コンサルタント間の質や料金の面での競争が激しくなっている。なお、資格認定試験の受験資格は、4 年制の大学を卒業し、一定以上の英語力を有する者（TOEFL 結果で判断）であって、知的財産総局の実施する

研修課程（約 500 時間）を修了した者である。

なお、後述するように植物品種保護行政は、農業省植物品種保護センター（Pusat Perlindungan Varietas Tanaman dan Perizinan Pertanian, Kementerian Pertanian, Jl. Harsono RM. No. 3, Ragunan - Jakarta 12550, Indonesia, <http://pvtppt.setjen.pertanian.go.id/>）が所管している。

第2節 特許権の取得

1. 特許法の概要

現在施行されている特許法は、2016 年特許に関する法律第 13 号であって、2016 年 7 月 28 日に改正・施行された。その主な改正点は以下のとおりである。

- 1) 訂正審判請求可能
- 2) 無効審判請求可能
- 3) 方法も簡易特許の対象に
- 4) 強制実施権に関する具体的な手続きを規程
- 5) 初回年金支払いは登録から 6 ヶ月以内。2 回目以降は権利満了日の 1 ヶ月前まで。期限内に支払わなかった場合 100%の追徴金
- 6) 政府認定の遺伝子資源や伝統的知識を由来とする発明であるにも関わらず、そのことを明細書に明記しない出願は取消裁判の対象
- 7) 訴訟による特許取消は一部のクレームについて取消可能
- 8) 仮処分手続きを具体的に規程
- 9) 侵害に対する罰金を 10 億ルピアに引き上げ

改正特許法の概要は以下のとおりである。

- ・ 発明とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る。(第 1 条第 2 項)
- ・ 特許登録要件は、新規性、進歩性、産業上利用性。(第 3 条第 1 項)
- ・ 公表された技術とは、新規性判断基準日より前に、インドネシア国内又はインドネシア国外において書面、口頭又は展示、使用又はその他の方法で専門家が当該発明を実施できるように公表されている技術である。(第 5 条)
- ・ 新規性喪失の例外が認められる。(第 6 条)

- ・ 不特許事由は、公序良俗違反、人体又は動物の検査・治療等の方法、数学的理論・方法、生物（微生物を除く）、動植物生産のための生物学的方法（微生物学的方法を除く）。(第 9 条)
- ・ 職務発明は使用者に帰属するが、発明者は報酬を受ける権利を有する。報酬の形態は(a) 特定金額の一括払い、(b) 歩合、(c) 一括的報酬と贈与又は賞与との組合せ等(第12条)
- ・ 先使用権が認められる。(第 14 条)
- ・ 特許存続期間は出願から 20 年。(第 22 条第 1 項)
- ・ 在外人による出願は代理人を通して出願。(第28条)
- ・ 優先書類の追完は優先日から16ヶ月以内。(第30条)（書誌事項ページのみインドネシア語翻訳。認証は不要）
- ・ 出願日が有効となるための最小要件（第34条）は：
 - (a) 願書
 - (b) 発明の名称、明細書、請求の範囲、要約、図面
 - (c) 出願手数料納付の証明
- ・ 外国語明細書によって出願日の確保が可能。(第 34 条第 3 項)
- ・ 簡易特許から特許へ、特許から簡易特許への変更が可能。(第 40 条)
- ・ 出願公開（出願日又は優先日から 18 ヶ月後、6 ヶ月間）によって第三者に異議申立の機会を与える。(第 46 条～第 49 条)
- ・ 実体審査請求は、出願日から 36 ヶ月以内に行わなければならない。(第 51 条第 2 項)
- ・ 実体審査は、審査請求又は出願公開期間満了後、30 ヶ月以内に終了させる。(第 51 条第 5 項、第 57 条)
- ・ 出願の拒絶に対する不服、訂正、付与された特許の取消を求める審判請求ができる。(第 67 条～第 71 条)
- ・ 審決に対する不服は商務裁判所に訴える。(第 72 条)
- ・ 特許付与から 36 ヶ月以内に実施されない発明は、第三者が強制実施権を申請できる。(第

82 条)

- ・ 他人の特許を侵害した者には、最高懲役 4 年、罰金 10 億ルピアが科せられる。(第 161 条)
- ・ 侵害は親告罪。(第 165 条)

<簡易特許について>

- ・ 簡易特許は新規の発明であって、既存の物又は方法の改良であり、且つ産業上利用できる発明に対して与えられる。(第 3 条第 2 項)

保護対象：器具、物品、機械、成分、配合、化合物又はシステムを含む形状、形体、構造又は部品により、従前の発明よりも便利な機能／用途有する物及び方法の発明に対して与えられる。(第 3 条第 2 項解説)

存続期間：出願から 10 年。(第 23 条)

公開時期：出願から 4 ヶ月後、2 ヶ月間。(第 123 条)

審査請求期間：出願から 6 ヶ月以内。(第 122 条)

実体審査期間：出願から 12 ヶ月以内。(第 124 条)

2. 出願から登録までの手続き

特許出願に当たっては、以下の書類を特許集積回路配置設計営業秘密局に提出しなければならない。提出方法は、特許集積回路配置設計営業秘密局又は法務人権省地方支局に出向くほか、オンラインでも可能である。いずれの書類もインドネシア語を使用すること。(但し、特許明細書は外国語でも出願日の確保が可能)

1) 願書

記載事項

- (a) 出願年月日
- (b) 出願人の氏名、住所（特許、簡易特許とも共同出願が可能である。）
- (c) 発明者の氏名、国籍

(d) 代理人の氏名、住所（在外者は代理人を通して出願しなければならない。）

(e) 発明の名称

(f) 優先権情報（優先権主張を伴う場合）

2) 特許請求の範囲

3) 明細書

4) 図面（もしあれば）

5) 要約

6) 委任状（代理人を通して出願する場合）（包括委任状は認められない）（認証不要）

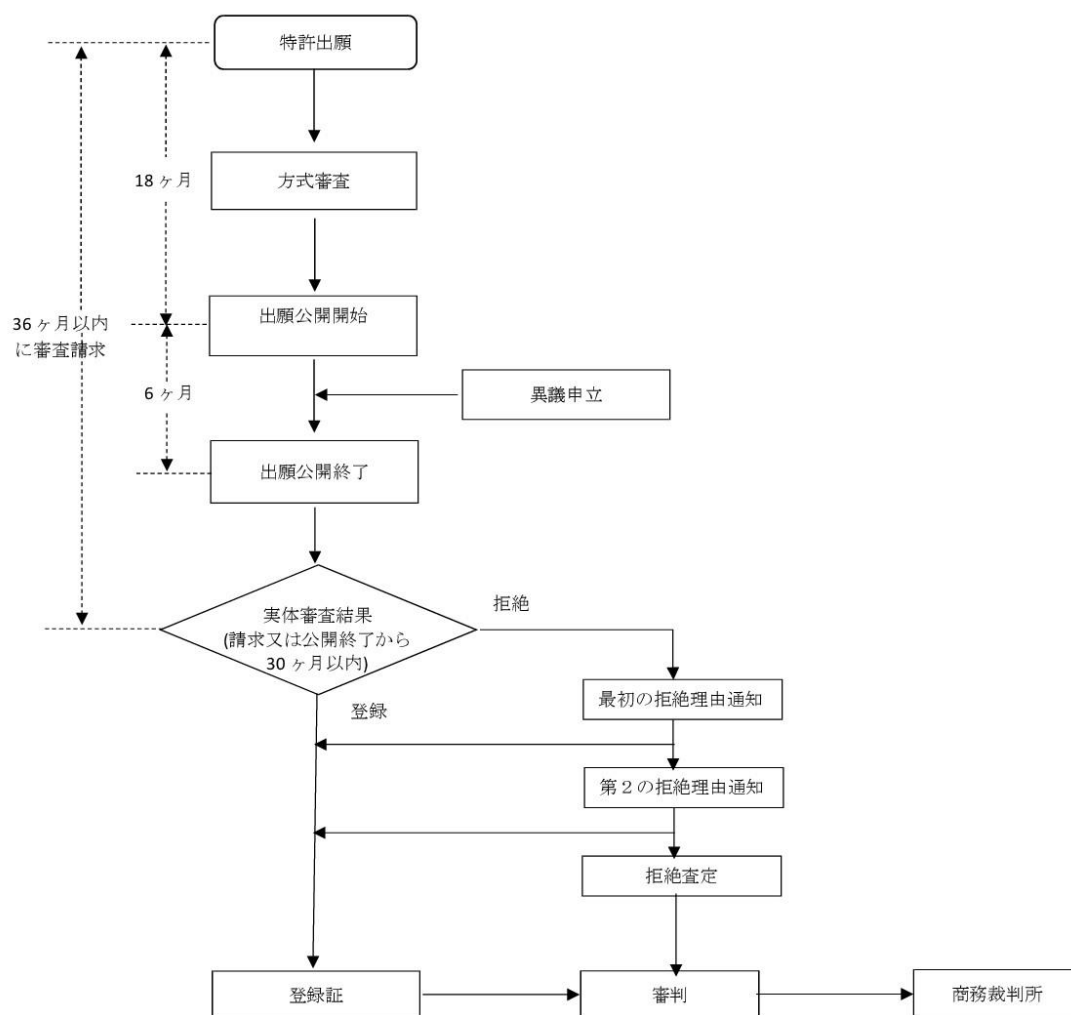
7) 譲渡書（出願人と発明者が異なる場合）（職務発明の場合、使用者から会社に対する権利の譲渡を宣言する。）（認証不要）

8) 発明宣言書（発明者が真に発明をしたものであることを宣言する書類）（認証不要）

9) 優先権証明書（優先権主張を伴う場合）（書誌事項ページのみ要翻訳。認証翻訳は不要）

インドネシアで PCT 出願の国内段階に移行する場合は、上記書類のほか、国際公開公報等、国際出願であることを示す書類を添付する。（但し優先権証明書は不要。）

特許出願から登録までの流れを図－2 に示す。



図－2 特許出願から登録まで

委任状、譲渡書、発明宣言書等が出願と同時に提出されない等、方式要件を欠いて出願された場合、数ヶ月内に方式指令が発せられる。指令の日から期限内に要件を満たさない場合、充当期限は当初3ヶ月、その後2ヶ月の延長が可能であり、さらに手数料支払いを条件として1ヶ月延長が可能である。これらの期限を過ぎても要件が満足されない場合、出願は取り下げられたものと見なされる。(第35条)

願書に添付した明細書が外国語で書かれている場合、出願から30日以内にインドネシア語明細書を提出しなければならない。期限を過ぎてもインドネシア語明細書が提出されな

い場合、出願は取り下げられたものと見なされる。(第 34 条)

特許出願は方式審査を経た後、出願日から起算して 18 ヶ月後に公開され、第三者は公開日から 6 ヶ月の間に異議を申立てることができる。(第 49 条)

知的財産総局は、特許出願が公開されたことを出願人に通知している。公開情報の検索方法は、第 4 節（商標権の取得）を参照されたい。公開される情報は基本的に書誌的事項と要約、代表図面である。特許請求の範囲や全文明細書は公開情報に含まれない。また、登録公報の公開は行われていない。

出願人が出願日から 36 ヶ月以内に審査請求しない場合には、出願は取り下げられたものと見なされる。(第 51 条)

審査請求された出願は実体審査にかけられるが、この実体審査は、ほとんどの場合外国での審査結果に追随する形で行われている。

審査官が最初の拒絶理由通知で指摘する事項はほぼ以下の 3 つに大別される。

- 1) 国際調査報告にて引用された文献を引用し、新規性、進歩性等の問題を指摘する。
- 2) 明細書の記載や翻訳の不備を指摘する。
- 3) 本出願に対応する出願であって他国で登録済みの特許を引用し、インドネシアでの登録を前提に同特許のクレームと等しくなるように本出願のクレームを補正することを示唆する。

同じ拒絶理由通知で 1) と 3) の両方が記載されている場合は、3) の点が優先する。つまり、他国ですでに登録済みであることが証明できれば十分とされる。また、審査官は出願発明の新規性、進歩性を否定する理由を発見できなかったとしても、3) の点を通知してくることがある。

旧特許法第 54 条(a) 項には実体審査は審査請求又は公開終了から 36 ヶ月以内に終了させると規定されているが、実情としてはその期間を過ぎても審査未完了の出願が多数存在す

る。

<審査促進策>

審査の効率化を図るべく、特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway：PPH）（日本との PPH は 2013 年 6 月に試行開始）や ASPEC（ASEAN Patent Examination Cooperation）（2009 年開始）等の施策が実行されているが、2017 年末の時点で期待されたほどの審査促進が達成できていないばかりか、むしろ従来の PPH によらない出願の方が先に審査が進んでいるケースがあることも観察されている。

これらの審査促進策はいずれも他国の審査結果をインドネシアで活用することで審査の促進を図ろうとするものであるが、書類の管理に元々問題があったところに 2014 年の庁舎移転が重なって、多くの書類の置き場所が不明になってしまった現状が、審査促進策利用のための申請書の包袋挿入をきっかけに明るみとなり、2018 年 1 月時点でも一部の PPH 申請を受けた出願の包袋が見つかっていない。審査促進申請の受付やそれらの案件の管理等、促進策を実行することで新たな事務作業が発生したことにより、現場の対応を遅らせている状況も見受けられる。

<未払特許年金問題>

旧特許法 115 条 1 項には「特許権者が 3 年間連続して年金の納付をしなかったとき、特許はその 3 年目に対する納付期限末日において取消される。」との規定があったが、旧特許法 115 条 1 項解説には「3 年間支払われなかった年金は特許権者が支払うべき負債となる」との記載もあった。この 3 年間支払われなかった年金を特許権者が支払うべきなのが、特許権を維持する場合のことなのか、維持しない場合でもそうなのかは明記されていないが、この 115 条 1 項解説を根拠として、2011 年頃から知的財産総局は年金未納の特許に対して督促状を出していた。

旧特許法施行から 10 年以上も経過して突然の督促に代理人は反発し、出願人は出願の取

下書を提出する等したため、回収が困難と判断した知的財産総局は、直接特許局から出願人に督促状を送るに至り、更には財務省が直接出願人に通知する等、事態は混迷した。

その後、知的財産総局はウェブサイトにて年金の支払い状況を公開するようになった（知的財産コンサルタントのみがアクセス可能）が、この公開情報と知的財産総局からの督促状の情報に齟齬が見られる場合もある。

この問題を契機に、出願人が年金を支払う意思があったにも関わらず代理人の連絡ミス等で期限内に支払いがなされなかった特許の存在が明るみに出た。2017 年 12 月知的財産総局は、このような特許については事情説明を条件に特許権の復活を可能にする通達を出している。

これらの混乱を受け、2016 年改正特許法では期限内に年金の支払いがなければ、自動的に権利が消滅する制度となった。初回年金支払い期限は登録から 6 ヶ月、2 回目以降は権利満了日の 1 ヶ月前まで。期限内に支払えない場合は期限の 7 日前までに申告の上、100% の追徴金が課せられる。

3. 出願・登録状況

知的財産総局は 2007 年度版模倣対策マニュアルに掲載されたような特許出願状況を示すデータのまとめ方をもはや停止している。ここでは WIPO ウェブサイトが公開している内外国人による出願件数（表－1）、知的財産総局が公開するデータベースから各年の出願、登録、拒絶、取下の各件数を拾い集めてまとめたもの（表－2）と知的財産総局ウェブサイトが公開した出願件数の国別ランキングを使って全体的な傾向を見ていくこととする。

表－1、表－2 によればインドネシアは 2016 年 9,000 件を超える特許出願を受け付けている。2006 年の出願件数 4,880 件と比べるとこの 10 年の間の伸び率は 90% 近く、さらにその 10 年前である 1996 年の出願件数 4,132 件と比べると、この 10 年の伸びが著しいことがわかる。

表－3 に示すように、出願人の出身国別に見ると、この 2、3 年は日本の出願件数が最

も多く（約 25%）、続いてアメリカ、インドネシアからの出願が多い。

表－2 に示すように、ここ数年の審査処理件数は 3,000 件から 5,000 件程度であり、ここ 10 年で急速に増大し、2016 年では 9,000 件を超える出願件数に追いついていないことがわかる。旧特許法では審査請求又は公開終了から 36 ヶ月以内に実体審査を終了させると規定されているが、実情ではその規定は守られているとは限らない。

表－1 内外国人別特許出願件数

年	特許		簡易特許		合計
	内国	外国	内国	外国	
2002	234	3,609	157	48	4,048
2003	201	3,099	163	29	3,492
2004	227	3,441	177	32	3,877
2005	235	4,069	163	32	4,499
2006	288	4,324	242	26	4,880
2007	284	4,850	209	34	5,377
2008	386	4,747	214	34	5,381
2009	415	4,103	247	42	4,807
2010	508	5,122	279	363	6,272
2011	533	5,297	236	56	6,122
2012	不明	不明	不明	不明	不明
2013	663	6,787	233	116	7,799
2014	702	7,321	224	113	8,360
2015	1,058	8,095	290	120	9,563
2016	不明	8,538	427	115	不明

（出所：WIPO statistics）

表－２ 特許出願登録状況

年	出願件数	最終処分件数			
		登録	拒絶	取下	合計
2007	4,383	1,557	8	1,444	3,009
2008	5,054	1,892	11	1,278	3,181
2009	5,532	2,004	12	1,030	3,046
2010	5,884	2,013	18	871	2,902
2011	2,498	2,096	2	200	2,298
2012	8,507	1,964	4	436	2,404
2013	11,789	2,637	4	226	2,867
2014	7,901	2,295	1	21	2,317
2015	4,253	2,704	0	0	2,704
2016	1,226	3,660	2	0	3,662

(出所：知的財産総局データベースから作成 2017 年 11 月 6 日)

表－３ 国別特許出願件数

順位	国名	2015 年	2016 年	2017 年 10 月 19 日まで
1	日本	2,378	2,320	1,890
2	インドネシア	1,301	1,471	1,318
3	アメリカ	1,570	1,867	1,281
4	中国	316	419	368
5	韓国	410	337	296
6	スイス	377	397	292
7	ドイツ	454	449	290
8	オランダ	290	270	217

9	フランス	260	230	184
10	イギリス	186	189	122
	その他	1, 338	1, 287	913
	合計	8, 880	9, 236	7, 171

(出所：知的財産総局)

4. 特許審判

拒絶査定不服審判の請求は、拒絶査定の日から3ヶ月以内に可能である(第68条第1項)。特許付与後の明細書、特許請求の範囲、図面の訂正審判の請求は、特許査定の日から3ヶ月以内に可能である(第69条第1項)。特許付与の決定に対する不服審判(無効審判)の請求は、利害関係人により特許査定の日から9ヶ月以内に可能である(第70条第1項)。

特許審判部は計12名のメンバーで構成されており、知的財産総局長の管理下にあるが、特許局からは独立した組織である。出願統計に見るように、特許の拒絶件数は極めて少なく、かつ2016年の特許法改正までは無効審判制度が存在しなかったため、特許審判委員会の活動はほとんどなかった。

特許審判委員となるには以下の要件を満たす者である以外に、ある等級以上の審査官が審判官に任命されることができる。

- a. インドネシア国籍を有すること
- b. インドネシア国内に住所を有すること
- c. 神を畏れること
- d. 心身共に健康であること
- e. 英語能力を有すること
- f. 特許の分野における専門知識を有すること
- g. 65才以下であること

5. 特許権の効力

特許権の効力は、一定期間発明を実施する権利を専有すること（第1条）であるが、次の場合には制限が加わる。

- ・ 強制実施権が設定された場合。
- ・ 政府による実施が決定された場合。
- ・ 先使用者による実施は容認しなければならない。
- ・ 教育・研究を目的とし、特許権者の利益を損なわない実施は容認しなければならない。

ここで、発明の実施とは、次に掲げる行為と解される。（第19条第1項）

- (a) 物の特許の場合：特許を付与された製品を製造、使用、販売、輸入、賃貸、配送又は販売、賃貸又は配送のために供給すること。
- (b) 方法の特許の場合：製品を製造その他(a)に定める行為を行うために特許を付与された製造方法を使用すること。

なお、将来先使用権を主張するために、実施している技術を示す書類や図面等を封印して認証を受ける例があるが、実際に先使用権を行使した例については情報がない。

6. 強制実施権

インドネシア特許法には「インドネシアで登録された特許が国の防衛及び安全保障を遂行するために極めて重要であると政府が判断したとき、政府は当該特許を自ら実施することができる。」との規定がある。これに基づき「2012年抗ウイルス薬および抗レトロウイルス薬に対する政府による特許実施に関する大統領令第76号」が2012年9月3日に制定された。これにより次の6件の特許を実施できることとした。

No.	有効成分	特許権者	特許番号	実施期限 (特許有効期限)
1	Efavirenz	Merck & Co., INC.	ID0005812	7 Aug 2013
2	Abacavir	Glaxo Group Ltd.	ID0011367	14 May 2018
3	Didanosin	Bristol-Meyers Squibb Co.	ID0010163	6 Aug 2018
4	Lopinavir, Ritonavir	Abbot Laboratories	IDP0023461	23 Aug 2018
5	Tenofovir	Gilead Science, Inc.	ID00076538	23 Jul 2018
6	Tenofovir, Emtricitabin, Efavirenz	Gilead Science, Inc.	IDP0029476	3 Nov 2024

保険大臣は実施者としての製薬会社を指定し、同実施者は特許権者に対して正味販売価格の0.5%の実施料を支払う。この実施料の支払いは毎年行わなければならない。これらの特許の実施者として国内大手のキミア・ファルマが指定された。

7. 出願費用及び特許維持年金

特許出願に要する費用及び特許維持年金は添付資料に示すとおりである。

第3節 意匠権の取得

1. 産業意匠法の概要

2018年産業意匠法改正が議論されているところであるが、2018年1月時点で施行されているのは2000年産業意匠に関する法律第31号（2000年12月20日施行）である。

産業意匠法第1条は産業意匠を「姿態、形状又は立体又は平面における線、色彩、線と色彩、もしくはそれらの組合わせに関する創作であつて、美的価値を有し、立体又は平面をなし、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるもの」と定義している。

産業意匠法の概要は以下のとおりである。

- ・ 登録要件は、新規性のみ。新規性の定義は国内外で公表されていないこと。創作性、独自性は要件ではない。（第2条）
- ・ 新規性喪失例外が認められる。（第3条）
 - a. インドネシア国内又は国外における公式又は公式とみなされる国内又は国際博覧会において展示される場合。
 - b. 教育、研究、開発の目的で創作者によって試験的に国内で使用された場合。
- ・ 産業意匠が公共の秩序、宗教又は道徳に違反する場合、産業意匠権は与えられない。（第4条）
- ・ 保護期間は出願から10年。（第5条第1項）
- ・ 共同出願可能。（第5条第2項）
- ・ 職務上創作された意匠は創作者に属する。但し、公務員の場合は使用者に属する。（第7条第1項、第2項、第3項）
- ・ 複数の産業意匠であつて、産業意匠の単一性を有するか同一の分類に属するものも単一出願で出願できる。（組み物の意匠に相当）（第13条b）
- ・ 外国居住者が出願する場合は代理人を要する。（第14条）
- ・ 優先書類はインドネシア語翻訳が求められる。優先書類は優先期限後3ヶ月以内に追完

可能。(第 16 条) (優先書類や翻訳の認証は不要)

- ・ 出願日確保の最低要件は、1) 願書必要事項の記入、2) 意匠の見本、図面又は写真の添付、3) 出願料の支払い。(第 18 条)
- ・ 出願から 3 ヶ月以内に公開する。(第 25 条)
- ・ 公開から 3 ヶ月の間、第三者に異議申立の機会を与える。(第 26 条第 1 項)
- ・ 異議申立のあった出願に対して実体審査が行われ、異議申立のない出願は自動的に登録される。(注：実際の運用では異議申立の無いものも実体審査している。)(第 26 条第 5 項)
- ・ 審判請求制度はない。拒絶査定に不服のある場合は、査定から 3 ヶ月以内に商標裁判所に訴える。(第 28 条)
- ・ 利害関係人は意匠権の取消を商標裁判所に訴えることができる。(第 38 条)
- ・ 秘密意匠、関連意匠に相当する制度は存在しない。
- ・ 部分意匠出願制度あり。
- ・ 他人の産業意匠を侵害した者には、最高懲役 4 年、罰金 3 億ルピアが科せられる。(第 54 条第 1 項)
- ・ 侵害は親告罪。(第 54 条第 3 項)

登録要件である新規性は、当初大変狭く解釈され、少しでも相違点があれば新規な意匠として登録される傾向にあったが、最高裁判所が TRIPS 協定第 25 条第 1 項を引用して意匠審査における同一性の評価を実質的に同一かどうか判断すべきであるとの判決を下した (No. 22K/N/HAKI/2005) のを受けて、それ以降新規性の判断はやや範囲を広げて解釈されるようになっている。この影響を受けて、侵害非侵害の判断も、実質的に同一であるかどうかを評価する (すなわち、同一の概念を類似まで拡張する) 考え方が取り入れられている。

産業意匠法によれば、出願から 3 ヶ月以内に公開され、公開から 3 ヶ月以内に何人も異

議を申立てることができ、異議がなければ自動的に登録される。公開は当初は紙による掲示板、最近ではウェブサイト上で行われていたが、いずれも検索が困難であったことから異議申立制度が十分機能せず、非登録事由を含む意匠が多数登録される事態となったため、運用では異議申立の有無に関わらず、全出願に対して審査が行われている。

実体審査においては拒絶理由に対する意見を述べたり補正を行ったりする機会は与えられない。

2018年1月現在有効な公開情報の検索方法は、第4節（商標権の取得）を参照されたい。公開される情報は基本的に書誌的事項と代表図面である。

2. 出願から登録までの手続き

意匠出願に当っては、以下の書類を著作権意匠局に提出しなければならない。いずれの書類もインドネシア語を使用すること。法務人権省地方支局やオンラインでの出願も受け付けている。

1) 願書

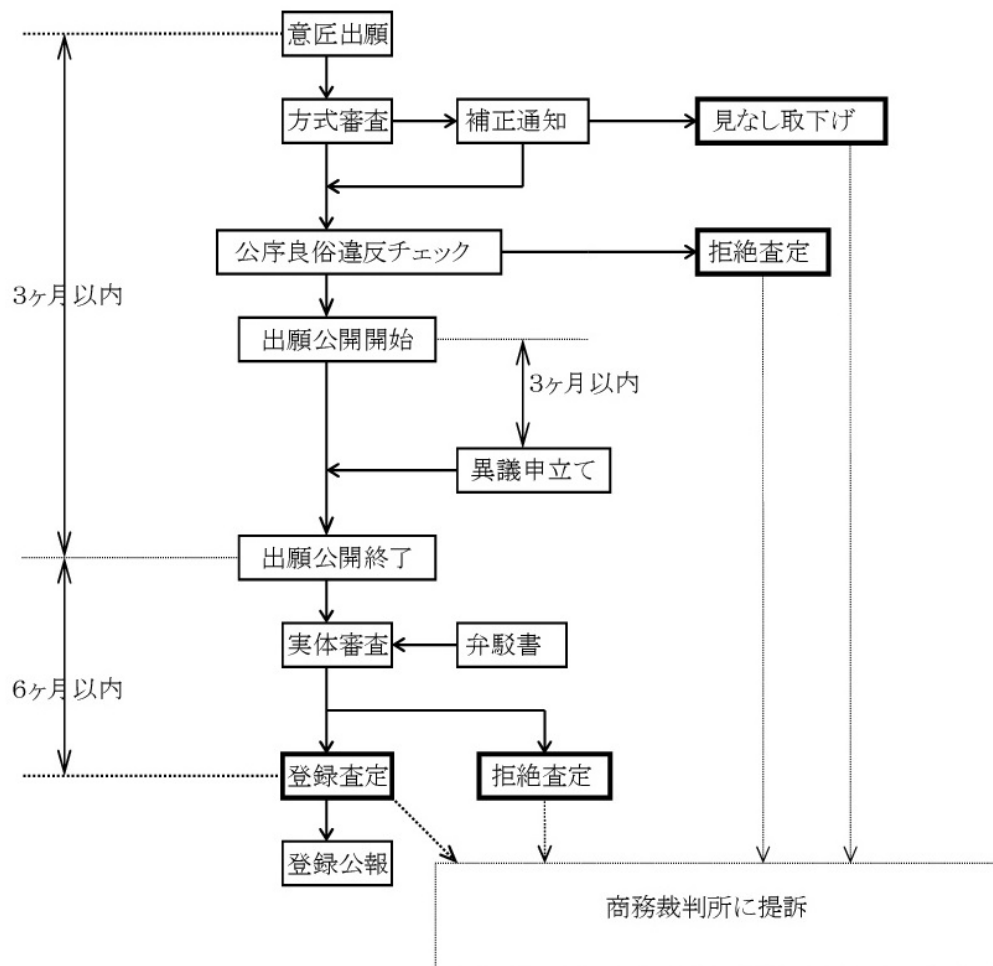
記載事項

- (a) 出願年月日
 - (b) 創作者の氏名、住所及び国籍（共同出願が可能）
 - (c) 出願人の氏名、住所及び国籍
 - (d) 代理人の氏名、住所（在外者は代理人を通して出願しなければならない。）
 - (e) 優先権情報（優先権主張を伴う場合）
- 2) 登録出願に係る意匠の見本、図面又は写真及び説明
 - 3) 委任状（代理人を通して出願する場合）（包括委任状は認められない）（認証不要）
 - 4) 出願に係る意匠が出願人の所有であるか、創作者の所有であるかの宣言書（職務創作の場合、創作者から会社への権利譲渡を宣言する）（認証不要）
 - 5) 優先権証明書（優先権主張を伴う場合）（全文翻訳が必要であるが認証翻訳である

必要はない。)

出願日は願書、意匠の図面等及び料金支払いをもって確保することができる（第 18 条）。それ以外の要件は、方式指令の日から 3 ヶ月以内（1 ヶ月の延長可能）に満たさなければならない（第 19 条）。期限を過ぎても要件を満たさない出願は取り下げられたものとみなされる。（第 20 条）

意匠出願から登録までの流れを図一 3 に示す。



図一 3 意匠出願から登録まで

産業意匠法第 25 条は以下の事項を出願日から 3 ヶ月間公開すると規定している。

- a. 出願人の氏名及び住所
- b. 代理人を通して出願される場合は、代理人の氏名及び住所
- c. 出願日及び出願番号
- d. 優先権を利用する場合は、最初の出願の国名及び出願日
- e. 工業意匠の名称
- f. 工業意匠の図面又は写真

意匠公開情報の検索方法は、第 4 節（商標権の取得）を参照されたい。

3. 出願・登録状況

知的財産総局は 2007 年度版模倣対策マニュアルに掲載されたような意匠出願状況を示すデータのまとめ方をもはや停止している。知的財産総局が公開するデータベースから各年の出願、登録、拒絶、取下の各件数を拾い集めてまとめたもの（表－4）と知的財産総局ウェブサイトが公開した出願件数の国別ランキング（表－5）を使って全体的な傾向を見ていくこととする。これらの表の間で 2015 年と 2016 年の出願件数が合致していないが、大体の傾向を見るには十分であるとする。

これらによると毎年 4,000 件程度の意匠出願が受け付けられており、この 10 年の出願件数はほぼ横ばいである。一方最終処分件数は 2010 年以前と以後で大きく変化している。

出願人の出身国別に見ると、インドネシア人による出願が圧倒的に多く、全体の 65%以上を占めている。諸外国の中では日本からの出願が抜きん出て多い。

表－4 意匠出願登録状況

年	出願	最終処分			
		登録	拒絶	取下	合計
2007	3,928	1,333	921	132	2,386

2008	3,864	152	566	84	802
2009	4,198	251	803	73	1,127
2010	4,058	131	481	106	718
2011	4,148	3,612	861	88	4,561
2012	4,535	422	889	129	1,440
2013	4,165	3,004	699	100	3,803
2014	3,594	3,804	718	84	4,606
2015	3,810	3,342	1,030	89	4,461
2016	3,786	2,812	645	4	3,461
合計	40,086	18,863	7,613	889	27,365

(出所：知的財産総局オンラインデータベースから算出)

表一５ 国別意匠出願件数

順位	国名	2015	2016	2017 年 10 月 19 日まで
1	インドネシア	2,626	2,521	1,657
2	日本	469	437	380
3	オランダ	104	126	106
4	アメリカ	199	90	81
5	イギリス	68	45	70
6	韓国	70	91	66
7	中国	44	94	61
8	フランス	21	17	41
9	イタリア	46	44	39
10	スイス	43	34	33
	その他	219	348	140

	合計	3,909	3,847	2,674
--	----	-------	-------	-------

(出所：知的財産総局)

4. 意匠権の効力

意匠権の効力は、一定期間意匠を独占的に実施すること（第1条）であるが、第三者による実施が教育・研究を目的とし、意匠権者の利益を損なわない場合は容認しなければならない。（第9条第2項）

先使用者に対する通常実施権を認める規定はない。

ここで、意匠の実施とは、「意匠を使用した製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及び／又は頒布」することと解される。（第9条第1項）

なお、インドネシア産業意匠法には「類似」という考え方が文言上取り入れられていないが、意匠権が及ぶのは形式的に同一の意匠に対してのみであるとする不都合が認識され、最近は実質的に同一かどうかを評価する傾向にある。

5. 出願費用

意匠出願にかかる費用は添付資料に示すとおりである。出願時に払う出願料は登録までの費用をも含むので、別途登録料の支払いは不要である。

第4節 商標権の取得

1. 商標法の概要

現在施行されている商標法は、2016年商標及び地理的表示に関する法律第20号であって、2016年11月25日に改正、施行された。その主な改正点は以下のとおりである。

- 1) 保護対象に非伝統的商標（立体、音声、ホログラム）を追加。（第2条）
- 2) 出願から15日以内に出願公開（2ヶ月間）し、審査前に異議を募る。（第14条）
- 3) 実体審査・異議審査は公開期間終了後30日以内に開始し、150日以内に終了。（第23条）
- 4) 国際出願の受付開始。（第52条）（2018年1月2日より）
- 5) 最小要件（願書、商標見本、出願料金）で出願日確保が可能。（第13条）
- 6) 委任状等は方式指令の日から2ヶ月以内に追完可能。（第11条）
- 7) 優先書類はインドネシア語翻訳が求められる。優先書類は優先期限後3ヶ月以内に追完可能。（第10条）（優先書類や翻訳の認証は不要）
- 8) 出願人・代理人の氏名／名称、住所のみ補正できる。（第18条）
（商標や商品の補正は依然としてできない。）
- 9) 識別力のない商標は拒絶すると明文化。（第20条）
- 10) 異議審査の結果を異議申立人にも通知。（第24条）
- 11) 商標登録証発行日から18ヶ月以内に受け取りに来なかった場合、商標権は取り下げられたと見なされる。（第25条）
- 12) 登録証の誤記訂正が申請可能。（第27条）
- 13) 拒絶査定不服審判が請求可能。拒絶査定から90日以内。（第29条）
- 14) 商標更新登録は期間満了の6ヶ月前から期間満了後6ヶ月以内に申請。（第35条）

- 15) インドネシアの伝統文化、モラル、地理的表示に抵触する登録商標は大臣職権により抹消される。(第 72 条)
- 16) 著名商標所有者は損害賠償、差止請求が可能。(第 83 条)
- 17) 裁判等で取消された／抹消された商標を公報に掲載。(第 91 条)
- 18) 仮処分、上告等の裁判手続きについてより具体的に規程。(第 87～98 条)
- 19) 侵害の際の罰金を 20 億ルピアに引き上げ (2 倍)。(第 100 条)
- 20) 侵害品を販売した者にも刑事責任。(第 102 条)

改正商標法の概要は以下のとおりである。

- ・ 保護の対象は、商品又はサービスの出所を識別させるための標章であって、図形、ロゴタイプ、名称、単語、文字、数字、色の組合せからなる平面や立体、音声、ホログラム、又はそれらの要素が二つ以上組合さった形で表示される商標と、地理的表示である。(第 2 条)
- ・ 多区分出願可能。(第 6 条)
- ・ 出願の最低要件 (願書、見本及び料金支払い) によって出願日の確保が可能。(第 7 条)
方式要件を満たさない出願は方式指令から 2 ヶ月以内に補正できる。(第 6 条)
- ・ 出願から 15 日以内に出願公開し、2 ヶ月間の公開期間内に異議を募る。(第 14 条)
- ・ 出願人の名称・住所変更以外の補正は認められない。(第 18 条)
- ・ 不登録事由 (第 20 条) は：
 - a. 国家のイデオロギー、法規、宗教、公序良俗に反するもの；
 - b. 商品/役務の説明にすぎないもの；
 - c. 商品/役務の出所等について、公衆を誤認させる可能性のある要素を含んでいるもの；
 - d. 商品/役務の品質、恩恵又は効能と一致しない情報を含んでいる。

- e. 識別性を有する特徴がないもの；
- f. 一般名称、公共財産の象徴となっているもの；
- ・ 同一類で登録・出願済み又は著名な商標と同一又は類似する商標は登録を拒絶される。
(第 21 条)
- ・ 有名人の名前、略称、写真又は他者が所有する法人の名称と同一又は類似する商標は拒絶される。(第 21 条)
- ・ 悪意によって出願された商標は拒絶される。(第 21 条)
- ・ 登録商標で後に一般名称となったものについては、他人がその一般名称に識別可能な要素を加えて出願することが可能。(第 22 条)
- ・ 異議申立の有無に関わらず、すべての出願に対して実体審査を行う。実体審査は公開期間終了から 30 日以内に開始し、150 日以内に終了する。(第 23 条)
- ・ 実体審査官は、拒絶理由を発見したときは出願人に通知して応答する機会を与える。応答期間は通知の発送から 30 日以内。(第 24 条)
- ・ 拒絶査定書の発送から 90 日以内に審判請求ができる。(第 29 条、第 30 条)
- ・ 保護期間は出願から 10 年。10 年ごとに更新可能。更新は有効期限の 6 ヶ月前から 6 ヶ月後まで受付可能。(第 35 条)
- ・ 更新には商品／サービスが引続き生産、流通していることの証明が必要。(第 36 条)
- ・ ただしハウスマークについては簡易手続きで更新可能。(第 37 条)
- ・ 団体商標は保護される。(第 45 条)
- ・ 国際出願の受付が可能。(第 52 条)
- ・ 地理的表示や伝統的に受け継がれている標章と類似する商標は大臣によって抹消される。(第 72 条)
- ・ 三年間引き続き使用されなかった商標は抹消される。(第 74 条)
- ・ 登録の取消は登録から 5 年以内に商務裁判所に訴える。ただし、悪意による商標登録の取消は無期限。(第 77 条)

- ・ 商標権者又は実施権者は侵害者に対する差止と損害賠償訴訟を商務裁判所に起こすことができ（第 83 条）、仮処分の申請をすることができる（第 94 条）。
- ・ 他人の商標を侵害した者には、最高懲役 5 年、罰金 20 億ルピアが科せられる。（第 100 条）
- ・ 侵害は親告罪である。（第 103 条）
- ・ 先使用权は認められない。

＜地理的表示について＞

- ・ 地理的表示とは製品/商品の出所を示す標章で、生産された商品/製品の評判、品質、及び特性が、自然的要因、人為的要因、又はそれらの組合せを含む、地理的環境に由来することを示す。（第 1 条）
- ・ 外国人の地理的表示は、母国政府で有効な法律の規程に従い登録されている地理的表示に限り登録される。（第 54 条）
- ・ 地理的表示の実体審査は独立した専門家グループにより行われ、審査方法は商標のそれに従う。（第 58 条）
- ・ 地理的表示は、その商品に地理的表示保護が与えられる根拠となった、評判、品質、特性、が維持されている限り保護を受けることが出来る。（第 61 条）

2. 出願から登録までの手続き

商標出願に当たっては、以下の書類を商標地理的表示局に提出しなければならない。いずれの書類もインドネシア語を使用すること。

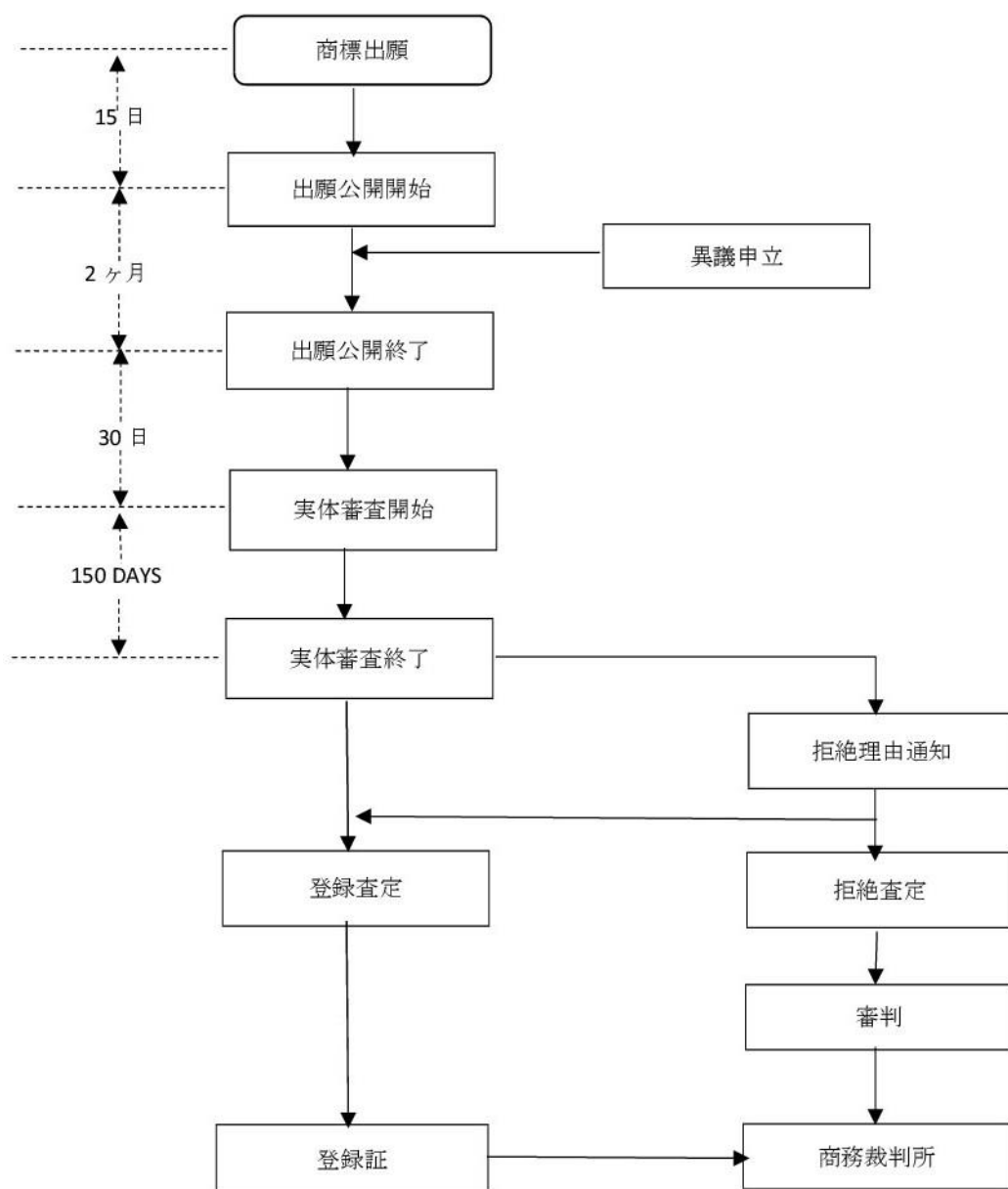
1) 願書

記載事項

- (a) 出願年月日
- (b) 出願人の氏名、国籍、住所

- (c) 代理人の氏名、住所（在外者は代理人を通して出願しなければならない。）
 - (d) 商標が色彩を使用する場合、その色の名前
 - (e) 商品又は役務とその分類
- 2) 商標見本（立体商標の場合はその形状の特徴を表した図面等。音声の場合は、楽譜と録音ファイル。）
 - 3) 委任状（代理人を通して出願する場合）（包括委任状は認められない）（認証不要）
 - 4) 宣言書（認証不要）
 - 5) 優先権証明書（優先権主張を伴う場合）（全文翻訳が必要であるが認証翻訳である必要はない。）

商標出願から登録までの流れを図－４に示す。



図一 4 商標出願から登録まで

3. 出願・登録状況

知的財産総局は 2007 年度版模倣対策マニュアルに掲載されたような商標出願状況を示すデータのまとめ方をもはや停止している。知的財産総局が公開するデータベースから各年の出願、登録、拒絶、取下の各件数を拾い集めてまとめたもの（表一 6）と知的財産総局

ウェブサイトが公開した出願件数の国別ランキング（表－７）を使って全体的な傾向を見ていくこととする。

これらによると毎年 60,000 件を超える商標出願が受け付けられている。一方最終処分件数は 50,000 件前後である。

出願人の出身国別に見ると、インドネシア人による出願が圧倒的に多く、全体の 80%以上を占めている。諸外国の中ではアメリカ、中国、日本からの出願が多い。

2018 年 3 月 15 日時点でインドネシアを指定した商標国際出願は 633 件であった。出願人国別ではアメリカ 151 件、欧州 116 件、フランス 47 件、韓国 45 件が多い。商標公開公報 No. 01/II/A/2018（公開期間 2018 年 2 月 22 日から 2018 年 4 月 22 日まで）には 52 件の国際出願が公開されている。

表－６ 商標出願登録状況

年	出願	最終処分			
		登録	拒絶	取下	合計
2007	57,137	45,918	6,845	28	52,791
2008	56,711	37,777	4,746	47	42,570
2009	53,687	42,612	8,195	133	50,940
2010	60,544	55,845	10,778	318	66,941
2011	67,610	56,528	11,032	562	68,122
2012	80,622	36,135	11,301	499	47,935
2013	65,550	23,357	9,970	548	33,875
2014	60,899	39,862	7,522	594	47,978
2015	61,790	67,837	1,190	398	69,425
2016	65,346	44,239	3	213	44,455

合計	629, 896	450, 110	71, 582	3, 340	525, 032
----	----------	----------	---------	--------	----------

(出所：知的財産総局オンラインデータベースから算出)

表－７ 国別商標出願件数

順位	国名	2015	2016	2017 年 10 月 19 日まで
1	インドネシア	46, 347	49, 356	37, 917
2	アメリカ	2, 791	2, 630	2, 015
3	中国	1, 587	1, 724	2, 002
4	日本	1, 845	2, 005	1, 637
5	シンガポール	926	1, 094	905
6	ドイツ	772	859	613
7	韓国	844	877	606
8	フランス	624	561	454
9	イギリス	443	427	446
10	スイス	598	729	437
	その他	5013	5084	3551
	合計	61, 790	65, 346	50, 583

(出所：知的財産総局)

４．商標権の効力

商標権の効力は、一定期間商標を独占的に使用すること（第１条）である。この独占的使用は同一の商標に対して認められると解される。第三者が全体において同一の商標を使用した場合のみならず、要部が同一な商標（類似に相当すると考えられる）を使用した場合も、商標権侵害に当たる。先使用者に対する救済規定はない。

5. 商標審判

拒絶査定不服審判は拒絶査定の日から 90 日以内に請求可能である。2017 年 1 月から 2018 年 2 月までに起案された審決数は 649 件であり、月平均値は 41 件である（表―8）。これは拒絶された商標出願の約 3 %に相当する。拒絶に対する不服のみ審判請求が可能であつて、無効審判はない。審決に対する不服は審決書送達から 3 ヶ月以内に商務裁判所に訴えることができる。

表―8 商標審決数

審決起案月	審決起案件数
2017 年 1 月	25
2017 年 2 月	67
2017 年 3 月	36
2017 年 4 月	39
2017 年 5 月	61
2017 年 6 月	12
2017 年 7 月	60
2017 年 8 月	56
2017 年 9 月	27
2017 年 10 月	56
2017 年 11 月	34
2017 年 12 月	43
2018 年 1 月	87
2018 年 2 月	46

（出所：知的財産総局ウェブサイト情報から算出）

商標審判部は計 11 名のメンバーで構成されており、知的財産総局長の管理下にあるが、商標局からは独立した組織である。

商標審判委員となるには以下の要件を満たす者である以外に、ある等級以上の審査官が審判官に任命されることができる。

- a. インドネシア国籍を有すること
- b. インドネシア国内に住所を有すること
- c. 神を畏れること
- d. 心身共に健康であること
- e. 英語能力を有すること
- f. 商標の分野における専門知識を有すること
- g. 65 才以下であること

6. 出願費用

商標及び地理的表示出願に要する費用は添付資料に示すとおりである。商標は出願後別途登録料の支払いは不要である。

7. 公開情報検索 (PDKI)

インドネシアでは他人（特に外国企業）の商標や意匠にただ乗りする者が少なくなく、他人の商標等を無断で自分名義で出願する例が後を絶たない。このような行為を防止し、対抗していくためには、他人の出願を常にウォッチングすることが重要である。

2018 年 1 月現在、知的財産総局が <http://pdki-indonesia.dgip.go.id/> で特許、意匠、商標の出願公開を行っている。公開される情報は書誌的事項の他、特許の場合は要約、意匠の場合は代表図面、商標の場合は商標見本である。特許請求の範囲や明細書は公開されていない。

検索方法は、<http://pdki-indonesia.dgip.go.id/>にアクセスし、

- 1) 図一5のような画面で、使用言語を選択する。
- 2) 特許、意匠、商標のいずれかを選択する。
- 3) Simple Search か Advanced Search かを選択する。(この例では Simple を選択)
- 4) 商標名、分類等検索キーを入力する。
- 5) 検索結果が表示される。例として、商標「AQUA」を入力した場合の検索結果を図一6に示す。

商標公開情報検索方法

<http://pdki-indonesia.dgip.go.id/>

1. Choose Language
(Bahasa Indonesia, English,
France, Arabic, Kanji)

Main Search Screen

The screenshot shows the main search interface of the PDKI INDONESIA website. The header includes the site name and navigation tabs for 'Designs', 'Patents', and 'Trademarks'. Below the header is a search bar with a 'Search' button and a 'Reset' button. A table of search results is displayed below the search bar, with columns for various fields. The table is currently showing 1 to 24 of 58502 results. The table has the following columns: DRAWING, TITLE, ORIGINAL FILING #, FILING DATE, PUB. DATE, REG. #, REG. DATE, CLASSIFICATION, APPLICANT, DESIGNER, REPRESENTATIVE NAME, APPLICATION SUBTYPE, and INTERNAL STATUS. The table is currently displaying 24 rows of data.

5. Search results pane
(Displays the text box to specify keywords for searching the data)

4. Search Text box

3. Search Option Tabs
(Simple / Advanced search)

2. Choose Designs, Patents, or Trademarks

図一 5 商標公開情報検索画面

Full-Text Search / Simple Search

Not secure | pdk-indonesia.dgip.go.id/wopub/sh-search/pub/c/trademarks/1&lang=en

PDKI INDONESIA
PANGKALAN DATA KEKAYAAN INTELEKTUAL INDONESIA

Designs Patents **Trademarks**

SEARCH ADVANCED SEARCH USER SELECTION (0)

AQUA Search Reset

Showing 1 to 24 of 740

LOGO	MARK	ORIGINAL FILING #	REG. #	FILING DATE	REG. DATE	EXPIRATION DATE	NICE CLASSES	APPLICANT	REPRESENTATIVE NAME	APPLICATION SUBTYPE	INTERNAL STATUS
	AQUA TANK Rumah Tanki	DID2017069843		12.28.2017			20	DJUNATAN FRAMBUJDI	Nenang Sri Wiyanti, SE, SH	Merek Dagang Non UMKM	Pemeriksaan Formalitas
	AQUA TANK Rumah Tanki	DID2017069842		12.28.2017			6	DJUNATAN FRAMBUJDI	Nenang Sri Wiyanti, SE, SH	Merek Dagang Non UMKM	Pemeriksaan Formalitas
	AQUA COLLER + LOGO	DID2017057337		11.03.2017			20	FT. INOAC POLYTECHNO INDONESIA	Andromeda, S.H. B.A.	Merek Dagang Non UMKM	Masa Pengumuman
	Maget Souvenir	DID2017055004		10.24.2017			26	Reni Yulianti		Merek Dagang UMKM	Pemeriksaan Formalitas

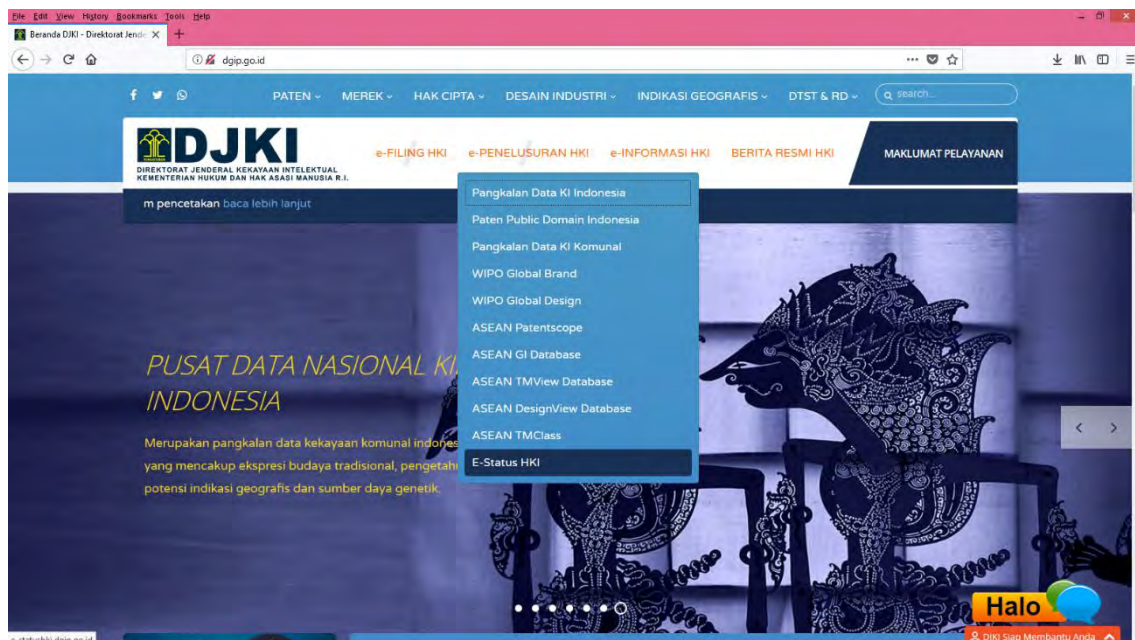
- Search based on a keyword "AQUA".
- The keyword is search across the entire bibliographic data, not just the name of mark.

図一6 商標公開情報検索結果例

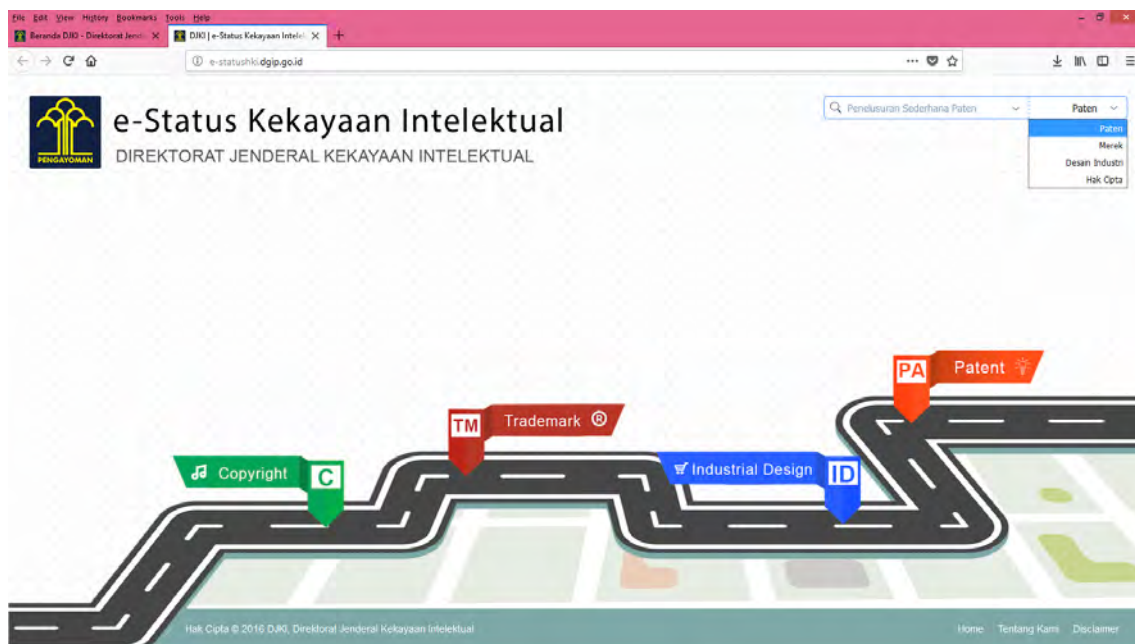
なお、本画面でも出願のステータスが表示されるが、次に紹介する e-status よりも更新が遅れている模様である。

出願ステータス照会方法は次のとおりである。入出力はインドネシア語であり、インドネシア語の入力はローマ字を使用。

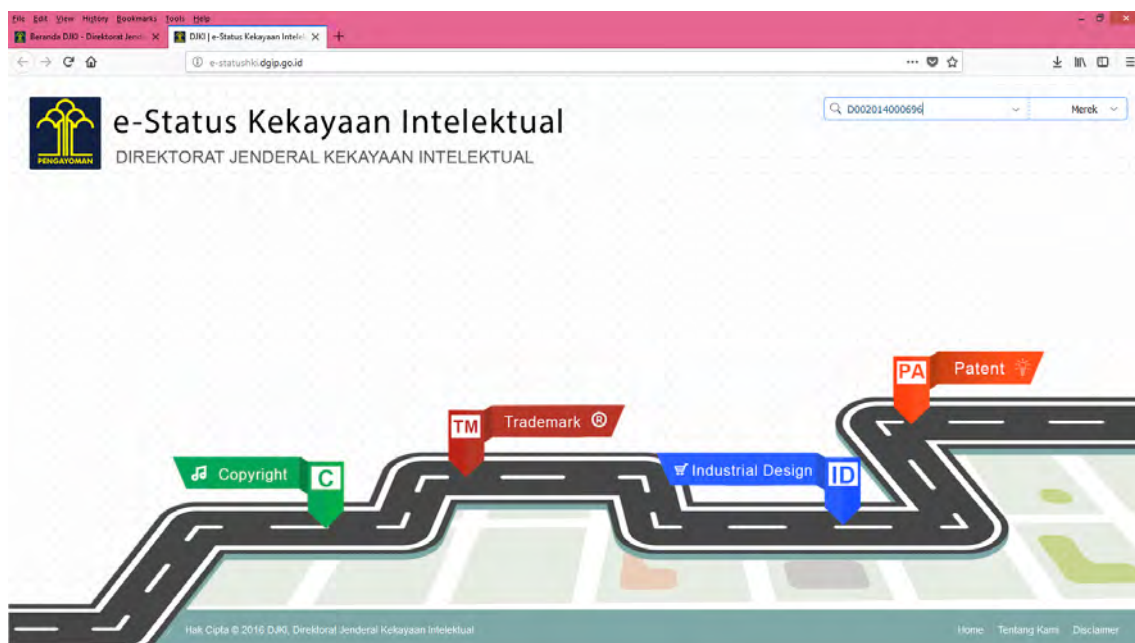
- 1) <http://dgip.go.id> にアクセスし、“e-PENELUSURAN HKI” から “E-Status HKI” を選択する。(図一 7)
- 2) 照会する出願の分野（特許 (Paten)、意匠 (Desain industri)、商標 (Merek)、著作権 (Hak cipta)) を選択する。(図一 8)
- 3) 照会する出願の番号を入力する。(図一 9)
- 4) 照会結果画面が現れる。この例では DIDAFTAR（登録）と表示されている。(図一 10)
- 5) 前画面の DIDAFTAR をクリックすると詳細画面が表示される。(図一 11)



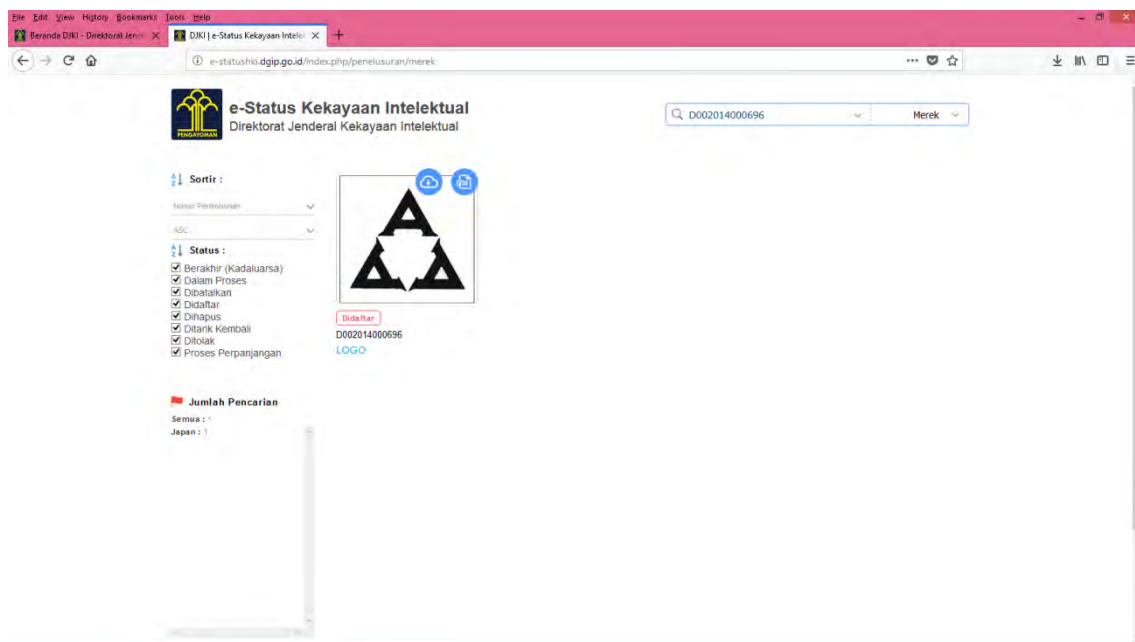
図一 7 出願ステータス照会画面への導入



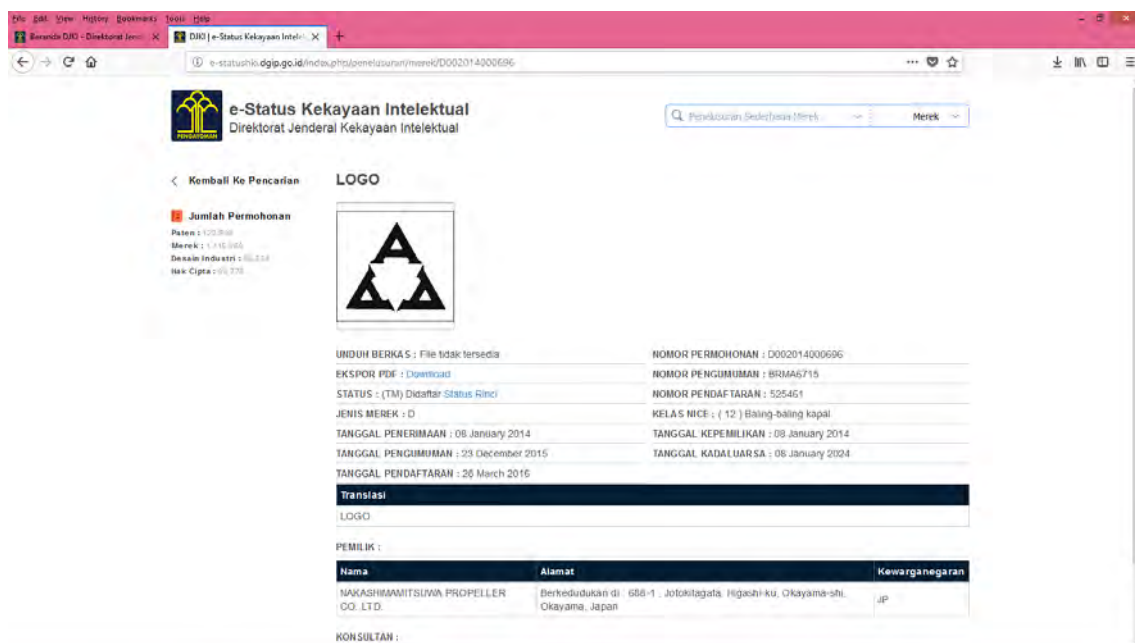
図一8 出願ステータス照会画面（1）



図一9 出願ステータス照会画面（2）



図一10 出願ステータス照会結果（1）



図一11 出願ステータス照会結果（2）

8. 登録取消訴訟

登録された商標権の取消は商務裁判所に訴えることができる。商務裁判所は中央ジャカルタ、スラバヤ、メダン、スマラン、マカッサルの5箇所にある。商務裁判所の判決に不服のある場合は最高裁判所に上告する。

知的財産総局の審判委員会は特許と商標の拒絶査定に対する不服と特許の取消に関する請求のみ受け付ける。商標と意匠については、商務裁判所が無効審判の役割を果たしている。

インドネシアの民事裁判は当事者いずれかが外国籍である場合を除き、被告の住所が属する地方の商務裁判所が管轄する。知的財産総局の登録査定を取消す訴えであっても商標権者を相手取って裁判が起こされることが少なくない。そのような場合は商標権者の住所がある地方の商務裁判所の管轄となる。知的財産総局は第二被告となることはあっても第一被告とされることは稀である。当事者に外国籍のものが含まれる場合は中央ジャカルタ商務裁判所の管轄となる。

産業意匠法、商標法、著作権法は、商務裁判所が提訴から90日以内（最高裁からの許可により30日延長可能）に判決を下すように規定しており、特許法では提訴から180日以内に判決するように規定されているが、これらの期間はほぼ守られているようである。商務裁判所の判決後、半数以上の当事者が上告しているようであるが、上告審も含め裁判に要する期間は1年以内である。

インドネシアでは、真正な商標所有者が商標出願をする前に、他人に商標出願をされてしまうことが往々にして発生している。全く知らない者が出願するケースもあるが、元社員や元代理店が会社が無断で出願するケースが目につく。特に代理店契約終結を機にそのような行為に出ることが多いようである。インドネシア進出を決めた時点から早期に知的財産の保護を図ることが必要である。

図らずも自身が出願するよりも先に、他人によって商標が出願されてしまった場合には、

自身の商標が著名であることと、相手方が悪意をもって商標出願していたことを理由に異議申立しなければならない。著名性を証明するためには、以下のような書類を提出することができる。

著名性を示す証拠例：

- ・他国での商標登録証
- ・宣伝、カタログ等
- ・INVOICE 等、商取引があったことを示す書類

インドネシアでは著名性の定義が明確にされていないが、他国での登録証はできるだけ多くの国をカバーし、宣伝、カタログ、商取引の証拠はインドネシアにおける宣伝・商業活動を示すものが求められるようである。日本では知名度があってもインドネシアでは知られていない商標の場合、上述の方法で争うしかない。

商号と商標が衝突する場合、商号であることのみを理由に商標登録を訴えた事例は稀であり、悪意による出願であるとの主張が一般的である。悪意による出願については取消の時効がない。（添付資料 スラバヤインターナショナルスクール商標事件 参照）

表一 9、表一10 に示すように、中央ジャカルタ商務裁判所では毎年 70 件から 100 件程度の知的財産訴訟を受け付けている。このうち 70%程度が商標権の取消を求めた訴えである。

表一 9 中央ジャカルタ商務裁判所知的財産訴訟審理状況

年	新規	決定	却下	取下
2012	74	64	1	5
2013	99	65	1	9
2014	83	87	1	8

2015	83	68	1	17
2016	73	70	0	7

(出所：中央ジャカルタ地方裁判所判決サイト sipp.pn-jakartapusat.go.id/から算出)

表—10 中央ジャカルタ商務裁判所統計

	登録取消	不使用抹消	損害賠償請求	拒絶審決取消	不明	合計
2012	59	6	6	1	2	74
2013	80	3	2	8	6	99
2014	62	3	2	7	9	83
2015	59	5	7	2	9	82
2016	44	9	4	9	7	73
2017	36	1	4	5	11	57
合計	340	27	25	32	44	468

(出所：中央ジャカルタ地方裁判所判決サイト sipp.pn-jakartapusat.go.id/から算出)

相手方の商標が3年間継続して使用されていないことが証明できれば、商務裁判所に商標の抹消を訴えることができる。2012年から2017年までに中央ジャカルタ商務裁判所にこの種の訴えが27件寄せられている。その内14件において原告の訴えが認められた。不使用の立証責任は原告側にある。(添付資料 K-fee 商標不使用抹消事件 参照)

なお、インドネシアには防護商標制度のように高い名声を有する商標を保護する制度はない。

スラバヤ、メダン、スマラン、マカッサルの各商務裁判所に起こされた各分野の訴訟件数を表—11、表—12、表—13、表—14に示す。

表―11 スラバヤ商務裁判所統計

年	登録取消	不使用抹消	損害賠償請求	不明	合計
2013	5	1	2	0	8
2014	2	1	5	2	10
2015	6	1	1	1	9
2016	2	0	11	1	14
2017	8	0	3	1	12
合計	23	3	22	5	53

(出所：スラバヤ地方裁判所判決サイト sipp.pn-surabayakota.go.id/から算出)

表―12 メダン商務裁判所統計

	登録取消	不使用抹消	損害賠償請求	不明	合計
2013	1	0	0	0	1
2014	4	2	0	1	7
2015	2	0	1	0	3
2016	1	0	0	0	1
2017	0	0	0	0	0
合計	8	2	1	1	12

(出所：メダン地方裁判所判決サイト sipp.pn-medankota.go.id/から算出)

表―13 スマラン商務裁判所統計

	登録取消	不使用抹消	損害賠償請求	不明	合計
2013	2	0	0	0	2
2014	2	0	0	0	2
2015	0	0	2	0	2
2016	1	0	2	0	3
2017	1	0	5	0	6
合計	6	0	9	0	15

(出所：スマラン地方裁判所判決サイト sipp.pn-semaranagkota.go.id/から算出)

表―14 マカッサル商務裁判所統計

	登録取消	不使用抹消	損害賠償請求	不明	合計
2013	0	0	0	0	0
2014	0	0	0	0	0
2015	0	0	0	0	0
2016	1	0	0	0	1
2017	1	0	2	0	3
合計	2	0	2	0	4

(出所：マカッサル地方裁判所判決サイト sipp.pn-makassarkota.go.id/から算出)

第5節 著作権

現在施行されている著作権法は、2014 年著作権に関する法律第 28 号であって、2014 年 10 月 16 日に施行された。主な改正点は以下のとおりである。

- 1) 著作権侵害を販売する商業施設管理者の責任を導入。(第 10 条)
- 2) 一部例外を除き保護期間が著作者の死後 50 年から 70 年に延長。写真、映画については 50 年。法人著作物は最初の公開から 50 年。(第 58 条、第 59 条)
- 3) 著作権管理団体の導入 (第 87 条)
- 4) 著作権侵害サイトのブロックが可能 (第 55 条)
- 5) 侵害が親告罪に変更。(第 120 条)

著作権登録出願に当たっては、以下の書類を著作権産業意匠局に提出する。いずれの書類もインドネシア語で記載すること。

1) 願書

記載事項

- (a) 出願年月日
- (b) 出願人の氏名、住所
- (c) 代理人の氏名、住所（代理人を通して出願する場合。）

2) 著作物見本

3) 委任状（代理人を通して出願する場合。）

著作権登録の件数は、2016 年に 5,894 件、2017 年に 6,545 件であった。

著作権の登録は、権利行使に当たり必ずしも必要とはされていないが、他人と衝突した場合に、著作権登録を先にした者に権利があるとした判決例が存在する。(添付資料 清涼飲料トレードドレス冒用問題 参照)

また、著作権登録に関する料金は添付資料のとおりである。

第6節 営業秘密

2000年営業秘密に関する法律第30号が2000年12月20日より施行されている。その概要は以下のとおりである。

- ・ 保護の対象は、経済的に価値のある情報で、秘密として保管されているもの。
- ・ 権利発生に登録は不要。ただし、ライセンス契約は登録が義務付けられる。
- ・ 違反に対する罰則は、最高懲役2年、罰金3億ルピア。

営業秘密登録の出願には特段様式が定められていない。ここで登録すべきなのは営業秘密の内容ではなく、営業秘密保持契約であって、契約書を知的財産総局に提出することで登録が受けられる。2016年、2017年営業秘密登録の実績はない。

契約書登記によっても営業秘密に関して第三者に対抗することは可能であるが、刑事責任を問うことは難しい。

なお、競業避止義務を課すことは憲法や労働法の趣旨に違反する可能性がある。

憲法

第27条

全ての人及び市民は、勤労し、人間的な生計を稼ぎ、雇用においては公正で適正な給与及び公正な扱いを受け、能力と技能に従って雇用され、雇用先を自由に選び、公平な雇用条件で雇用される権利を有する。（勤労の人権）

営業秘密登録に関する料金は添付資料のとおりである。

第7節 集積回路配置

2000年集積回路配置設計に関する法律第32号が2000年12月20日より施行されている。

その概要は以下のとおりである。

- ・ 登録要件は、新規性のみ。
- ・ 保護期間は最初の商業使用日又は出願日の内の早い方から起算して10年間。
- ・ 最初の商業使用より2年間の新規性は喪失されない。
- ・ 実体審査を経ず登録される。
- ・ 第三者は知的財産総局又は裁判所に異議を申し立てることができる。
- ・ 侵害者には最高懲役3年、罰金3億ルピアが科せられる。

集積回路配置登録出願に当たっては、以下の書類を特許集積回路配置設計営業秘密局に提出しなければならない。いずれの書類もインドネシア語で記載すること。

1) 願書

記載事項

- (a) 出願年月日
- (b) 設計者の氏名、住所
- (c) 出願人の氏名、住所
- (d) 代理人の氏名、住所（代理人を通して出願する場合）
- (e) 最初の商業的使用の日付（出願前にすでに使用されている場合）

2) 集積回路配置設計図面のコピー又は写真及び説明

3) 委任状（代理人を通して出願する場合）

4) 宣言書

5) 最初の商業的使用日に関する証明書（出願前に使用されている場合）

集積回路配置出願登録件数は不明である。

集積回路配置登録出願にかかる費用は添付資料のとおりであって、別途登録料の支払いは不要である。

第8節 植物新品種

インドネシアにおける植物新品種の保護は、植物品種保護法（2000 年法律第 29 号、2000 年 12 月 20 日施行）により可能となっている。植物品種保護行政は、農業省植物品種保護センター（Pusat Perlindungan Varietas Tanaman dan Perizinan Pertanian, Kementerian Pertanian, Jl. Harsono RM. No. 3, Ragunan - Jakarta 12550, Indonesia）が担当している。

表一15 に示すように、2006 年の受付開始から 2017 年までに 1,278 件の申請が受け付けられている。

表一15 植物品種登録出願件数

出願年	出願件数
2006	11
2007	29
2008	59
2009	236
2010	280
2011	133
2012	70
2013	113
2014	116
2015	73
2016	85
2017	73

合計	1,278
----	-------

(出所：植物品種保護センターウェブサイト情報から算出)

出願に当たっては次の書類を提出しなければならない。

- 1) 願書
- 2) 明細書
- 3) 明細書で引用された写真
- 4) 料金支払
- 5) 開発者に対する辞令又は発注書の写し（申請人が開発者と異なるとき）
- 6) 譲渡書（申請人が譲受人であるとき）
- 7) 委任状（申請が代理人を通して行われるとき）
- 8) 相続証明書（申請が相続人による行われるとき）
- 9) 関係機関による安全証明書（遺伝子工学によって開発された品種であるとき等）
- 10) 元の品種の所有者との契約書（派生品種の場合）
- 11) 優先権証明書（優先権を用いる場合）
- 12) 他国での審査結果

出願料金は添付資料のとおりである。

第9節 不正競争防止

インドネシアには日本の不正競争防止法に相当する法律がない。1999 年法律第 5 号独占行為と不公正な事業競争の防止に関する法律は、実質的に独占を禁止する条項しかなく、日本の不正競争防止法に相当する規定がない。

したがって、現在ある法律の枠組みの中では、商標権、意匠権の登録に基づいて権利行使をしていくか、あるいは代替的に刑法、民法、消費者保護法を利用して対抗していく方法が考えられるが、あまり一般的ではない。

なお、営業秘密はインドネシアでは営業秘密法という法律によって保護される。この法律は特許等と同様に営業秘密を登録によって保護しようとするものである。登録業務は特許集積回路配置設計営業秘密局が担当している。

<刑法>

刑法第 382 条の 2 は、不正な方法によって公衆を錯誤させることにより事業の利益を得ようとする行為を禁じる規定である。外観、形態の模倣品については、本条がもっとも適用しやすいと思われる。

また、刑法第 380 条は、自己の商品に虚偽の名前や標章を付して、あたかもその商品の出所がその名前や印の所有者であるかのように公衆を欺く行為を禁じている。刑法第 393 条は、商品又は包装に、虚偽又は他人のものと類似する名前、社名、標章を付した商品を国内に持ち込む行為を禁じている。

ただし、これらの規定による罰金は最高でも 13,500 ルピア（約 100 円程度）と非常に軽いため、実際に適用できたとしても効果が希釈化する可能性がある。

<民法>

民法第 1365 条は「他人に損害を生じさせる不法行為は、すべて、その損害を生じさせた

行為を行った者に、その損害を補償すべき義務を負わせる」と規定している。

<消費者保護法>

模倣品の品質が劣悪である等、品質表示が実際と異なる場合は、消費者保護法第8条に触れ、模倣品業者は罰せられる。

また模倣品が破損していたり、欠陥があったりするような場合は、破損品、欠陥品の販売を禁じている消費者保護法第8条第3項によって、このような模倣品を販売した模倣品業者は罰せられる。

コラム：＜真正の権利者であっても実質的侵害者に対抗できないことがある。＞

インドネシアにおける知的財産の侵害を考える際に注意しておかなければならないのは、侵害には実質的と形式的の二つの側面があるということである。例えば、ある日本企業 A が商標 X の所有者であるとする。日本企業 A がインドネシアで商標出願する前に、A と無関係のインドネシア企業 B が商標 X を先に出願し、登録を得たとする、形式的には B が商標権者であって、後からインドネシアに進出して商標 X を使用する日本企業 A は形式的に侵害者ということになる。インドネシアでは意匠、商標の先使用权は認められないので、A が実質的な権利者であっても、形式的に B が権利を取得している以上、A は商標や意匠の使用をすることはできない。A が日本で先に使用し始めたとか、先に日本で登録したというだけで、インドネシアで権利を登録できていなければ形式的（すなわち登録上の）権利者である B に対して商標権や意匠権を行使することができない。形式的権利者になるための方法は第 1 章に述べられている。

これ以外に相手方が形式的な権利者になってしまう状況としては、以下のような状況が考えられる。

- 1) B が A の商標 X とは類似していない商標 X' を登録する。しかしその後 B は商標 X' を商標 X と類似する表現で使用する。このような場合 B が商標 X と類似する商標を使用することは、自分の商標 X' を使用したものであるとの主張が通り、B は A の商標 X を侵害していないと主張される状況。
- 2) B が A の商標 X と類似する商標を商標 X の指定商品（例えば菓子類）とは非類似の商品を指定して登録を受ける。その非類似の商品とは、例えば包装箱、カップのように、商品本体ではなく商品の販売に当たり商品に付属する物である。B が商標 X を付した包装箱やカップに入った菓子類を販売することは、B の商標の使用にすぎず、A の商標 X を侵害していないと主張される状況。

これらの状況を打破するにはいずれも相手方 B の商標権を取消すより方法がない。

第10節 ドメイン名の保護

.id, .co.id等のドメイン名は<https://www.jakhoster.com/>等の業者を通して

Indonesian Internet Domain Name Registry (PANDI)が登録する。(住所: Icon Business Park
Unit L1-L2 BSD City, Tangerang 15345. Indonesia, tel : +62-21-30055777, URL :
<https://pandi.id/>, info@pandi.id, helpdesk@pandi.id)

PANDI は 2006 年 12 月 29 日インドネシアのインターネット業者組合によって組織され、
2007 年 6 月 29 日に情報通信省によりインドネシアのドメイン登録機関に認定された (No.
BA-343/DJAT/MKOMINFO/6/2007)。ドメインが不正に登録されてしまった場合は PANDI が相
談を受け付ける。

各ドメインの登録に当たり必要な書類は以下のとおりである。

.id	特になし
.ac.id	・ 責任者の身分証明書 ・ 教育文化省登録証 ・ 定款
.sch.id	・ 責任者の身分証明書 ・ 学校長による申請書
.co.id	・ 責任者の身分証明書 ・ 会社定款 ・ 商標権の証明書 (もしあれば)
.web.id	・ 責任者の身分証明書
.or.id	・ 責任者の身分証明書 ・ 組織の定款

.my.id	・ 責任者の身分証明書
.biz.id	・ 責任者の身分証明書 ・ 納税番号登録書

第2章 知的財産権侵害行為に対する法的救済

第1節 模倣品・海賊版の実情

インドネシアは依然として海賊版や模倣品の大きな市場である。東西 5,000 キロにまたがる島々からなる国土全体に模倣品が行き渡っている。2014 年にインドネシア大学の付属組織 Makara Mas がまとめた報告書「Dampak Ekonomi Pemalsuan Di Indonesia」（インドネシアにおける模倣品が経済に与える影響）によれば、2013 年のインドネシアにおける模倣品による GDP 損失は食品、衣類、革製品、医薬品、化粧品、ソフトウェアの6分野の合計だけでも 65 兆 1,000 億ルピア（約 6,000 億円）と推定されている。

米国通商代表部（USTR）は 2009 年より 2017 年まで 9 年間連続してインドネシアを優先監視国に挙げており、海賊版や模倣品が広範囲に普及しており、知的財産侵害に対する権利行使や政府機関による抑制が不足していることを懸念し続けている。これに対しインドネシア知的財産コンサルタント協会会長は、大型小売店舗での大規模摘発や普及活動等の努力が米国側の目に触れるに至っていないだけで、このような摘発の情報を定期的に発信することを提案している（2013 年 2 月 22 日ビジネスインドネシア）が、今のところ具体的な動きはない。2006 年 3 月インドネシア政府は知的財産保護強化のための特別委員会（タスクフォース）を設置したが、政権交代の影響もあり、2017 年時点でこの特別委員会は活動していない。ただ、2017 年関税法施行規則が制定され、長年待ち望まれていた税関における侵害品の差し止めが開始に近づいているのは改善への希望を抱かせる。

かつてインドネシア国家警察は 2003 年 343 件、2004 年 199 件、2005 年 429 件、2006 年 1,443 件の取締り件数を達成していたが、表—16 に示すように 2014 年以降著作権侵害の取締り件数が 10 件台に激減している。これは 2014 年の著作権法改正により著作権侵害も親告罪としたためである。ただ、インドネシアでは地方警察が捜査をする場合もあるのに、それらの統計は国家警察でまとめられていない。表—16 の数字は広いインドネシアの各地で

行われている模倣品摘発の一部を表しているにすぎない。

表－16 国家警察による知的財産権侵害事件摘発件数

年	著作権	特許	商標	意匠	営業秘密	集積回路配置	植物品種
2008	209	1	18	3	0	0	0
2009	338	1	8	1	0	0	0
2010	151	0	57	5	1	0	0
2011	168	1	57	2	2	0	0
2012	109	0	96	1	1	0	0
2013	188	5	64	9	0	0	0
2014	60	1	35	2	0	0	0
2015	76	0	8	0	0	0	0
2016	15	0	14	2	0	0	0

(出所：インドネシア国家警察特殊犯罪捜査局産業犯罪部)

もうひとつのエンフォースメント機関として重要な役割を担うのは知的財産総局捜査局である。捜査局の摘発統計を表－17 に示す。

表－17 捜査局による知的財産権侵害事件摘発件数

年	著作権	特許	商標	意匠	営業秘密	集積回路配置	植物品種
2011	2	0	26	0	0	0	0
2012	6	2	23	6	0	0	0
2013	4	0	15	0	0	0	0

2014	3	1	8	0	0	0	0
2015	2	12	27	3	0	0	0
2016	7	3	40	9	0	0	0
2017 10月まで	1	2	12	0	0	0	0

(データ出所：知的財産総局捜査局)

模倣品が出回る分野は飲料、煙草、衣類、雑貨、医薬品、化粧品、事務用品、ポンプ、自動車部品、電気製品等多岐に亘っている。特に地方では真正品よりも侵害品へのアクセスの方が容易であることが多い。

地方では依然として、安価で粗悪な模倣品が出回っている。このような模倣品を求める人は模倣品のリスクに関する知識がないか、安ければ品質は問わないと考える人達である。前述の Makara Mas 報告書によれば、インドネシアの消費者は模倣品と真正品の違いを十分認識している。模倣品であると分かっている購入する主な理由は価格が低いからである。調査に答えた 500 人のうち医薬品の模倣品を購入したことがない人は 72% にすぎない。

また、機械類においては、政府が公的費用で大量購入する際、担当者が模倣品を購入してしまうことがある。これは企業においても同様で、仕入れ担当が少しでも安い方を購入しようとして模倣品を発注してしまうことがある。

自動車部品や雑貨等では多くの場合小売業者は商品が模倣品であることを認識しており、陳列棚にわざと並べず、消費者と対面する時に初めて店の奥から取り出して来て勧める。(模倣品ではないが、このような販売方法は量販店等において、日本ブランド家電を陳列しておいて、接客時に中国ブランド家電を勧める販売方法と似ている。この場合中国家電は模倣品ではないので、日本家電と並べて店頭に陳列されている。)

模倣品の流通を担うのはフリーランスのセールスマン達である。彼らは店舗を持たず小売店を一軒一軒巡回訪問する。訪問時期は不定期的ことが多く、在庫がなくなりそうな頃

を見計らって訪問して模倣品を補充している。インドネシアの最果ての地や山間部にまで模倣品が出回っているのは彼らの働きによるが、通常彼らは電話番号しか小売業者に残していかないので、模倣品の仕入れ元がどこか探るのは困難である。

一般に模倣品は中国からの輸入品であると言われているが、インドネシア国内で工場が摘発されたこともある。また、ノーブランドで輸入又は製造され、国内で模倣のラベルが貼られていることもある。地方には模倣品の製造が地場産業化している町や村もある。

最近の模倣品は安価で粗悪なものばかりではなく、自動車部品等では模倣品の市場価格は上昇しており、真正品とほとんど変わらない価格で売られていることもある。模倣品の品質も向上していて、一般人には真贋が判断できないこともある。

インターネットの普及により、オンラインによる海賊版や模倣品の流通が盛んになっている。侵害品の分野は衣類、衛生用品、日用雑貨、スポーツ用品、楽器、自動車部品、産業材等多岐に及ぶ。これらの侵害品のオンライン販売は侵害者独自のウェブサイトや SNS で注文を受けることもあるし、E コマース企業を通して販売していることもある。販売者は架空の住所を使用することができるため摘発を受けにくい。インドネシアの著名 E コマースである LAZADA、TOKOPEDIA、ELEVENIA、BUKALAPAK は利用規約に知的財産権条項を含み、侵害に関する苦情にも対応するとしているが、自動削除や侵害者情報提供については必ずしも肯定的な回答をしていない。

第2節 日本企業が直面する模倣品問題

日本国特許庁が取りまとめた「2014 年模倣品被害調査報告書」によると、日本企業が受けた模倣品被害のうち、20.4%がインドネシアを含む ASEAN 6 ヶ国からのものである。この割合は 2010 年の 18.6%、2011 年の 19.1%、2012 年の 20.2%と年々増加している。また、模倣品被害の被害社率を ASEAN 主要国と比較すると、インドネシアはタイに次ぐ第2位を占めており、2011 年度 8.6%、2012 年度 9.4%、2013 年度 9.5%と年々増加している。

インドネシアの経済紙（BISNIS INDONESIA）に掲載された記事等によれば、日本企業の模倣被害は、衣類、化粧品、衛生用品、日用雑貨、食品、文具、自動車部品、車両アクセサリー、バッテリー等、多岐にわたる分野で発生している。従来模倣の被害を受けるのは製造業が多かったが、最近の特徴としてインドネシアに進出する企業が多様化するに従って、製造業のみならず、飲食業等のサービス業での被害が多く見られるようになってきている。2017 年のインドネシアは空前の日本食ブームであり、日本風のレストランが数多く開店している。業者の中には日本のラーメン屋、居酒屋等の名前を無断で使用したり商標登録したりする者も見られる。

またこれまで模倣品は消費財ばかりが注目されてきたが、生産財（例えば鋼管、溶接棒等）にも模倣品が含まれていることは着目すべきである。ある模倣品業者は日系企業の工場が集まる地域で、複数企業の仕入れ担当に接触して廉価な模倣品生産財を真正品と偽って販売していた。企業が模倣品を購入してしまわないように管理を徹底することが重要である。

第3節 知的財産権行使の制度

特許法、産業意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路配置法、営業秘密法は、それぞれ侵害者に対する民事的、刑事的対抗手段について規定している。

インドネシアでの法的対抗手段として最も効果的でありかつ一般的に用いられているのは刑事告発である。インドネシアにおける権利行使では、まず侵害行為そのものを停止させ、侵害品を廃棄させ、謝罪広告させるところまでを確実に行うことを目指すべきであるという考え方に基づく。その目的のために警察権力を活用するのであるが、刑事手続きの途中で示談交渉に入ることが多いため、侵害者が実際に起訴される前に問題は決着するが、その方が時間的、費用的にも有利であり、相手方の経済的責任を追及する機会も得られる。

刑事当局に訴える前に、警告状を予め与えておくで相手の故意を証明することになり、交渉や裁判を有利に進めるための材料となり得る。

警告状には商標権等の存在、侵害品の発見場所と年月日を記載し、その商品が商標権を侵害しており、合理的な期限を指定してその期限までに侵害行為を停止しないと法的手段に訴える旨を告げる。警告状を受けて誠実に対応してくる者よりも、期限を過ぎても侵害行為を停止しない者の方が多いようである。

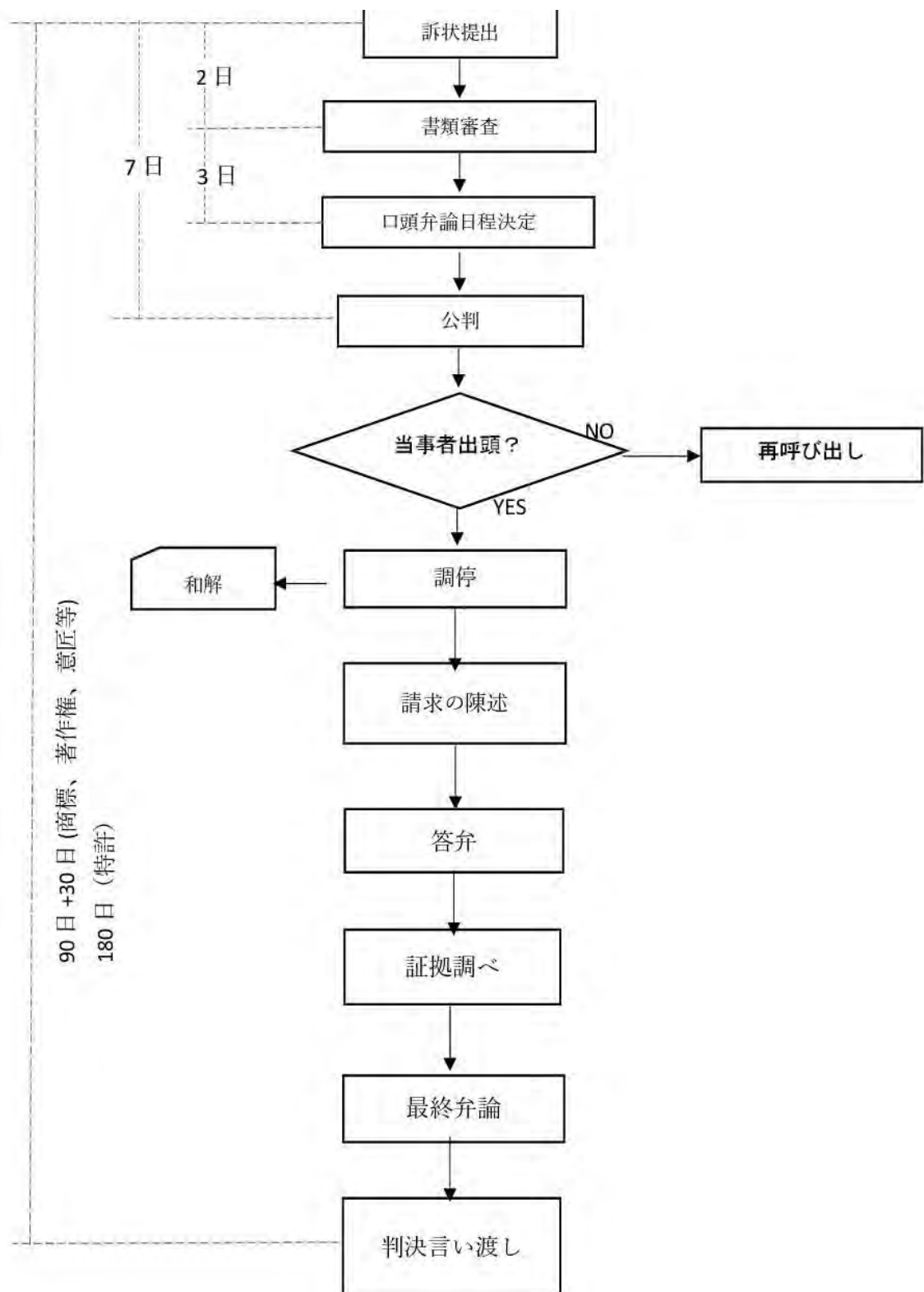
示談交渉では、示談金と謝罪広告の内容が交渉のポイントとなるが、双方の言い分が折り合わず、示談が成立しない場合、法律上は相手方の刑事責任が追求されるべきであるものの、それが起こるためには権利者側の費用負担が期待される。結局刑事訴訟に持ち込めず、いたずらに解決まで時間が経過することが多い。したがって、示談の段階でスピーディーに交渉をまとめることが重要である。

第4節 民事訴訟

侵害に対する民事的対抗手段は、さほど一般的に利用されていないが、中央ジャカルタ商務裁判所には2012年から2017年までに25件の損害賠償請求訴訟が起こされている。いずれも被告はインドネシア企業である。このうち、15件に対して判決が下されており、さらにそのうち5件に対して原告の訴えが認められた。これらの5件はいずれも商標に関するインドネシア企業同士の争いであった。原告が敗訴した10件のうち、4件は原告が外国企業（米国著作権1、米国商標1件、オーストラリア商標1件、フィリピン商標1件）、6件は原告がインドネシア企業であり、それらの分野別内訳は著作権3件、特許、意匠、商標各1件であった。権利の所有者以外に実施権者も損害賠償や差し止めの請求をする権利がある。

なお、仮処分の申請は施行規則が完備されていないため、実際に申請された例がないようである。

民事訴訟があまり利用されない理由は、費用や時間がかかることと勝訴出来るかどうかの確実性がないことであろうかと思われる。



図－12 民事訴訟の流れ

表—18 中央ジャカルタ商務裁判所における知的財産損害賠償請求訴訟数

提訴年	係属中	原告勝訴	被告勝訴	和解	取下	不明	合計
2012	0	2	2	0	0	2	6
2013	0	0	1	0	1	0	2
2014	0	0	2	0	0	0	2
2015	0	3	2	0	2	0	7
2016	0	0	2	1	1	0	4
2017	2	0	1	0	1	0	4
合計	2	5	10	1	5	2	25

(出所：中央ジャカルタ地方裁判所判決サイト sipp.pn-jakartapusat.go.id/から算出)

第5節 刑事的対抗手段

1. 概要

インドネシアでは、一般に知的財産権の行使というと、刑事的対抗手段を意味する。先に述べたように、この国では民事的対抗手段が法律で認められてはいるものの、仮処分の申請はまだ実績がないのが現状である。また、税関等による行政的な対抗手段も施行規則ができたばかりであるので、刑事的対抗手段が現時点では最も頼り得る対抗手段であると言っているであろう。

知的財産権の侵害は親告罪であるので、権利者が通報しない限り警察は捜査を開始しない。侵害を親告罪としている理由は、適正に取り締まるためには、権利内容を熟知し、偽物との違いを認識できる権利者の協力が不可欠という認識があるためである。

また、証拠探しや家宅搜索の現場においても、権利者は積極的に捜査協力することが期待されるが、代理人を通してそれを行うことは可能である。

知的財産侵害の刑罰一覧

犯罪行為	禁錮	罰金
特許侵害	4 年	10 億ルピア
簡易特許侵害	2 年	3 億ルピア
特許・簡易特許の侵害が健康や環境を損なった場合	7 年	20 億ルピア
特許・簡易特許の侵害が人命を損なった場合	10 年	35 億ルピア
商標権の侵害	5 年	20 億ルピア
商標権侵害が健康、環境、人命を損なった場合	10 年	50 億ルピア
地理的表示侵害	4 年	20 億ルピア

商標侵害品の販売	1 年	2 億ルピア
意匠権の侵害	4 年	3 億ルピア
著作権の侵害	10 年	40 億ルピア
無許可の著作権ロイヤルティ徴収	4 年	10 億ルピア
営業秘密の侵害	2 年	3 億ルピア
集積回路配置権の侵害	3 年	3 億ルピア

2. 所管警察組織等

インドネシアの国家警察組織は、州警察 (POLDA)、県警察 (POLRES)、都市警察 (POLWIL)、町村警察 (POLSEK) からなる。このうち、知的財産侵害事件に関する被害届は、国家警察本部 (R. I. Police Headquarters, Jl. Trunjoyo No. 3, Kebayoran Baru, Jakarta Selatan) 又は侵害発生場所を管轄する州警察、県警察、都市警察が受け付ける。複数の州にまたがる場合は国家警察本部が捜査する。

警察以外に、知的財産総局内の捜査局に被害届を出すこともできる。捜査局は法務人権大臣規則 H-Hh. 05. 0T. 01. 01 号に基づき、2010 年 12 月 30 日に設置され、2011 年 4 月から本格的に活動を開始した。その任務と機能は次のとおりである。

- 1) 知的財産権に関する被害届に関する取り調べを行う。
- 2) 知的財産権に関する刑事事件の事務手続きを専門的に行う。
- 3) 情報提供者や被害者に対して情報や物証を請求する。
- 4) 知的財産権の侵害をしたと疑われる個人や法人に対する取り調べを行う。
- 5) 証拠書類の保存場所や模倣品・海賊版を捜査官と共に捜査する。
- 6) 捜査を行う上で専門家の協力を要請する。
- 7) 知的財産侵害場所にて抜き打ち捜査を行うために国家警察と捜査チームを結成する。

捜査局が家宅搜索する場合、安全面から国家警察捜査官の立会が必要となる。また、立

件に当たっては警察の承認が必要とされている。それ以外は原則、捜査局は警察から独立して任務に当たっており、家宅捜索の現場においても警察官は捜査中の判断に立ち入ることを控えている。

捜査局は知的財産の専門家集団であるから、侵害か否かの判断が早い。これに対して警察は侵害かどうかの判断を知的財産総局から招聘する専門家証人の判断に委ねるため、事務手続き上判断に時間がかかる。一方、捜査の現場では警察の方が捜査局捜査官に比べて判断や行動が早い傾向にある。

3. 刑事告発に必要な書類

侵害の告発に当たって必要な書類・証拠は以下のとおりである。

1) 被害届（警察にて作成）

記載事項) 届出者の氏名、生年月日、出生地、宗教、職業、住所

侵害の発生時期、発生場所、発生状況

被疑者の氏名と住所（知り得る範囲で）

2) 侵害品の見本と入手先を示す証拠（領収書等）

3) 侵害されている知的財産権の証明書

4) 委任状（被害届が代理人によって行われる場合）

なお、民事訴訟とは異なり、被害届を届け出ることができるのは知的財産の所有者であって、実施権者は届け出ることができない。

4. 手続きの流れ

被害届が受理された後、担当警察官が割り当てられ、実際に捜査が始まるまでに通常1週間以上要する。捜査の最初の段階として被害者側の証人が尋問され、その後必要に応じて専門家証人（通常知的財産総局から招聘され、侵害の有無について証言する）や被疑者側証人が尋問を受ける。被害届受理から侵害場所が捜索されるまでに1、2週間又はそれ

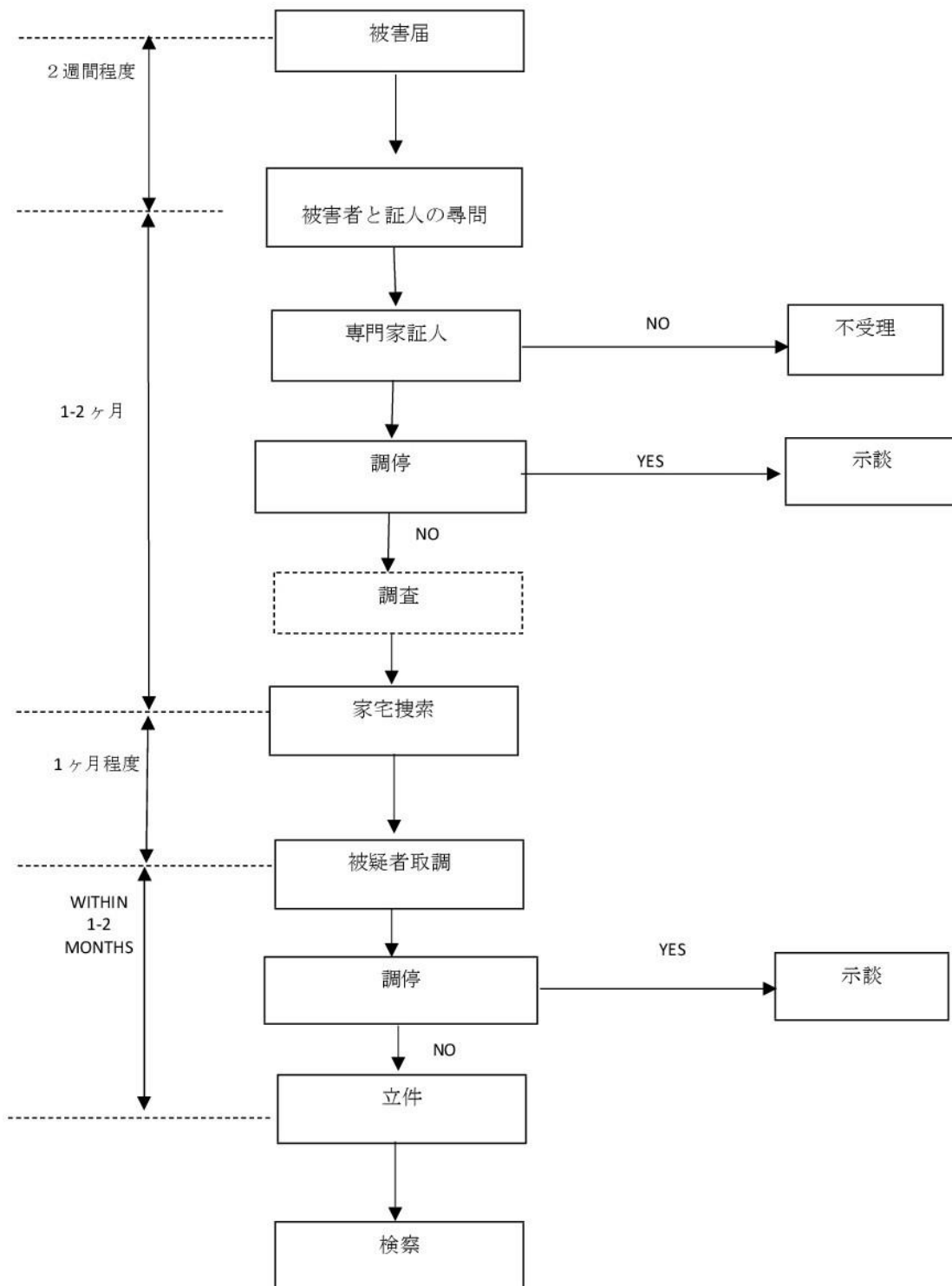
以上要することがある。

被害届提出当初から立件に至る証拠探しには、被害者側の積極的参画が期待される。捜査するのは警察の仕事であるから、被害届を出して調書さえ取られれば、後は粛々と警察が捜査を進めるはずであると期待しがちであるが、インドネシアではそうはいかない。実際に彼らの予算は限られているから、被害者側が車等を手配しないと現場に行く交通手段もない。それ以外に費用、人員、情報等あらゆる面で被害者側自ら積極的に支援しないと捜査は進まないのである。

これらの手続きを経た後、侵害が立証されるならば、侵害者は検察によって起訴される。刑事訴訟の場合は知的財産関連であっても地方裁判所が審理する。判決に不服のある場合は高等裁判所、最高裁判所に上告することができる。

実際には起訴の前に、示談交渉が成立し、被害届が取り下げられることが多い。示談交渉は、解決の早期化、費用の節約につながるだけでなく、侵害者に対して謝罪広告、侵害品の回収・処分、損害の賠償等を要求することができるため、よく使われている解決手段である。

被害届の提出から示談交渉まで、弁護士に代理させる場合もあるが、肝心の弁護士が相手方や警察と結託して解決をいたずらに遅らせたり、費用を高額化させたりする場合がある。弁護士の言っていることだからといってむやみに信用せず、被害者が常に主体性をもって交渉の成り行きに目を光らせることが肝要である。



図一13 刑事的救済手段の流れ

第6節 行政的救済手段

1. 税関による国境措置

関税法（1995 年法律第 10 号）は税関当局による商標権と著作権を侵害する物品の差し止めについて以下のとおり規定している。

第 54 条 商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠に基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

第 62 条 輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれ自体が侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる。

2017 年 8 月 1 日に知的財産侵害疑義貨物輸出入管理に関する政令第 20 号が施行され、税関での取締実施に向けて、大きく前進した。この細則である財務大臣令が間もなく施行され、それにより税関での侵害貨物差止が開始される見込みである。（2018 年 1 月 31 日現在）

差止までの流れ

- 事前に権利者（インドネシアに所在する法人）が税関に商標権／著作権情報を登録。
登録期間 1 年。延長可。
- 税関が疑義品を発見。→権利者に通知。
- 通知から 2 日以内に権利者が確認。
- 権利者は 4 日以内に裁判所に差止申請、税関に保証金 1 億ルピア支払。支払いは銀行保証、保険保証にて。
- 裁判所は 2 日以内に差止決定。決定後 1 日以内に税関に通知。

- 税関は輸出入業者、権利者、知的財産総局に差止決定について通知。
- 権利者は差止決定通知受理後 2 日以内に税関に対して疑義品の検査計画を提出。
- 税関は差止決定通知受理後 10 日以内に差止を実施。
- 権利者は最大 10 日の差止期間延長を 1 回申請可能。

差止後の流れ

- 税関は侵害貨物の処分を行わない。
- 権利者は差止期間中に今後の救済手続き（民事、刑事、和解）を選択。
- 刑事手続きを選択する場合
 - 通常の刑事手続同様、捜査局又は警察に被害届提出。
 - 貨物は捜査局／警察が管理する場所に移動。
 - 権利者は立件か示談を選択。
 - 刑事訴追後必要に応じて民事訴訟も可能。

2. ウェブサイト閉鎖

2015 年電子システムに関連する権利及び/又は著作権侵害使用者アクセス権及び/又はコンテンツ閉鎖実施に関する情報通信大臣法務人権大臣共同規則第 14 号第 26 号は、政府によるウェブサイトの閉鎖について次のように規定している。

- 1) 著作権者等は著作権を侵害するウェブサイトについて知的財産総局に被害届を提出できる。
- 2) 知的財産総局の専門家グループが被害届を審査する。審査期間は被害届受付から 3 ヶ月。
- 3) 専門家チームは審査結果に基づいて、情報通信省にサイトの閉鎖を勧告する。
- 4) サイトの閉鎖は勧告から 24 時間以内に行われる。

知的財産捜査局は2017年6月までに著作権等を侵害する324件のウェブサイトの閉鎖を以下の団体の申立に応じて通信情報省に対して勧告したが、但し実際に閉鎖が行われたかどうかは確認できていない。

申立人：

インドネシア映画制作者協会 (Asosiasi Produser Film Indonesia, APROFI)

アメリカ映画協会 (Motion Picture Association ,MPA)

インドネシア映画俳優協会 (Persatuan Artis Film Indonesia, PARFI)

インドネシア楽曲創作者演奏者協会 (Persatuan Artis Penyanyi Pencipta Lagu dan Pemusik Indonesi, PAPPRI)

第3章 使用許諾契約

特許法、産業意匠法、商標法及び著作権法は、ライセンス契約の登録をなしに、第三者に対抗することはできないと規定している。2016 年法務大臣令第8号により、ライセンス登録に関する実施細則が定められているが、ライセンス契約の登録は受け付けられず、権利者の中には、登録を試みた証拠を残すために、契約書の提出だけ行う者もあるようである（2018 年2月中旬時点）。

なお、グラントバック、ロイヤルティ送金等に関する特段の法的規制は存在しない。一般に親会社へのロイヤルティ送金は利益移転であるとして認められないケースが多いが、親会社が知的財産権を取得していてロイヤルティ支払いの対象が特定されている場合には否認されにくいと理解されているようである。

添付資料 1：知的財産関連機関・団体一覧

<政府機関>

法務人権省知的財産総局（知的財産の登録、侵害の捜査）

Directorate General of Intellectual Property

Jl H.R. Rasuna Said Kav. 8-9, Jakarta Selatan

<http://www.dgip.go.id/>

中央ジャカルタ商務裁判所（知的財産関連の訴訟）

Central Jakarta Commercial Court

Jalan Bungur Besar No 24, 26, 28, Kemayoran, Jakarta Pusat

<http://pn-jakartapusat.go.id/>

インドネシア最高裁判所（商務裁判所判決の瑕疵を審理）

R. I. Supreme Court

Jl. Medan Merdeka Utara No. 9-13, Jakarta Pusat - DKI Jakarta 10110

<https://www.mahkamahagung.go.id/id>

インドネシア国家警察本部（知的財産侵害の捜査）

R. I. Police Headquarters

Jl. Trunojoyo No.3, Jakarta Selatan, Jakarta 12110

<https://www.polri.go.id/index.php>

財務省関税消費税総局（侵害品の水際取締）

Directorate General of Customs and Excise

Jl. Ahmad Yani By Pass - Rawamangun, Jakarta Timur Jakarta - 13230

<http://www.beacukai.go.id/>

<関係団体>

インドネシア知的財産コンサルタント協会（日本の弁理士会に相当）

Indonesia IP Attorneys Association (AKHKI)

Menara Imperium 12th floor, Suite D

Jl. Rasuna Said Kav. 1, Metropolitan Kuningan Superblok, Jakarta

インドネシア知的財産協会（専門家、権利者、研究者の集まり）

Indonesia Intellectual Property Society

Suite 702, Pondok Indah Office Tower 2

Jl. Sultan Iskandar Muda Kav. V-TA

Pondok Indah Jakarta 12310

インドネシア反模倣協会（一部権利者と専門家の集まり）

Masyarakat Indonesia Anti Pemalsuan (MIAP)

APCO Indonesia

World Trade Center Bdg. 10 th Fl.

Jl. Jend. Sudirman Kav 29-31

<http://www.miap.or.id/>

インドネシア著作権協会（著作権者の集まり）

Yayasan Karya Cipta Indonesia

Komplek Duta Mas Fatmawati Blok D1 No. 20

Jl. R.S. Fatmawati, Kebayoran Baru - Jakarta Selatan

<http://kci-lmk.or.id/>

インドネシア出版協会（著作権者の集まり）

Ikatan Penerbit Indonesia

(Indonesia Publisher Association)

Jl. Kalipasir No.32, Cikini, Jakarta Pusat 10330

<http://www.ikapi.org/?lang=id>

インドネシアレコード産業協会（著作権者の集まり）

Sound Recording Industry Association in Indonesia (ASIRI)

RIFA Building 5th Floor (Depan Kuningan City),

Jl. Prof. DR. Satrio Blok C-4 Kav 6-7 Kuningan, Jakarta Selatan 12950

<http://www.asiri.co.id/>

インドネシア電子商取引協会（電子商取引業者の集まり）

Asosiasi E-Commerce Indonesia

One Pacific Place

15th Floor, Sudirman Central Businesss District

Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Jakarta

<https://www.idea.or.id/>

インドネシア音楽出版協会（著作権者の集まり）

Asosiasi Penerbit Musik Indonesia (APMINDO)

Jl. Hayam Wuruk no. 58 Lantai 3 Jakarta Barat, 11160

<http://apmino.id/>

消費者紛争解決局（模倣品による被害者救済の政府機関）

Badang Penyelesaian Sengketa Kosumen

Jl. Perintis Kemerdekaan/BGRI No. 2, Jakarta Utara 14240

<http://www.bpsk-dki-jakarta.org>

インドネシア消費者保護協会（模倣品による被害者救済の民間団体）

Yayasan Lembaga Konsumen Indonesia

Jl. Pancoran Barat VII/1

Duren Tiga - Jakarta Selatan 12760

<https://ylki.or.id/>

インドネシアインターネットドメイン名登録機関

Indonesian Internet Domain Name Registry (PANDI)

Icon Business Park Unit L1-L2 BSD City, Tangerang 15345. Indonesia

<https://pandi.id/>

<ロイヤルティ徴収団体>

Wahana Musik Indonesia (WaMI)

Wisma Aldiron

Jl. Gatot Subroto, Pancoran, Kota Jakarta Selatan, Jakarta 12780

<https://www.wami.id/>

国家徴収管理協会

Lembaga Manajemen Kolektif Nasional

Jl. Iskandarsyah I No 3A , Kebayoran Baru, Jakarta Selatan 12160

<http://lmkn.id/>

<コンサルタント>

ハキンダ・インターナショナル（日系知的財産コンサルタント）

Hakindah International

Gedung Gajah Unit AT,

Jl. Dr. Saharjo No. 111, Jakarta 12810, Indonesia

<http://www.hakindah.co.id/>

アムロス・アンド・パートナーズ

Amroos & Partners

Gandaria City, Gandaria 8 Office Building, 3rd Floor - Unit D

Jl. Sultan Iskandar Muda (Arteri Pondok Indah) Jakarta Selatan 12240

<http://www.amr.co.id/>

ビロ・オクトロイ・ルゼノ

Biro Oktroi Roosseno

Kantor Taman A-9, Unit C1 & C2

Jl. Dr. Ide Anak Agung Gede Agung, Mega Kuningan, Jakarta 12950

<http://www.iprlawbor.com/>

チタ・チトラウィンダ・プリアパンチャ・アンド・アソシエーツ

Cita Citrawinda Priapantja & Associates

Menara Imperium 12th floor, Suite D

Jl. Rasuna Said Kav. 1, Metropolitan Kuningan Superblok, Jakarta

<https://www.ccp-associates.com/>

スリ ヨ ム ル チ ト ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー

Suryomurcito & Co.

Suite 702, Pondok Indah Office Tower 2

Jl. Sultan Iskandar Muda Kav. V-TA, Pondok Indah Jakarta 12310

<https://www.suryomurcito.com/>

エースマーク

Acemark Intellectual Property

ACEMARK Building

Jl. Cikini Raya No. 58 G-H, Jakarta 10330

<http://www.acemark-ip.com/id/default.aspx>

イントラ・パテント・ビューロー

INT-TRA-PATENT BUREAU

Menara Era Building, 9th Floor,

Jln. Senen Raya 135 - 137, Jakarta 10410

<http://www.int-tra-patent.com/>

バタビア・パテントサービス・アジア

Batavia Patentservis Asia

Kartika Chandra Office Tower,

4th Floor Suite 409

Jl. Gatot Subroto Kav 18-20, Jakarta 12930

<http://www.bataviapatent.com/>

添付資料 2 : 知的財産コンサルタント料金例

		Official Fee	Service Fee of IP Consultant				
			Hakindah Int'l	Suryomurcito & Co.	Suyud Margono	Modekaip	Batavia Patent
Patent	Application	Rp. 1,500,000	US\$750	US\$1000	US\$800	US\$600	US\$585
	Substantive	Rp. 2,000,000	US\$180	US\$500	US\$500	US\$100	US\$420
	Annuity Fee		US\$180~	US\$200	US\$200	US\$100	US\$220~
Trademark	Application	Rp. 2,000,000	US\$330	US\$600	US\$450	US\$200	US\$370
Design	Application	Rp. 600,000	US\$480	US\$550	US\$400	US\$340	US\$400

添付資料 3 : 特許出願料金表

項目		単位	金額 (ルピア)
出願			
a) 特許出願			
	1. 小企業、教育機関、政府研究機関		
	a) オンライン出願	出願	350,000
	b) マニュアル出願	出願	450,000
	2. 一般		
	a) オンライン出願	出願	1,250,000
	b) マニュアル出願	出願	1,500,000
b) 簡易特許	1. 小企業、教育機関、政府研究機関		
	a) オンライン出願	出願	200,000
	b) マニュアル出願	出願	250,000
	2. 一般		
	a) オンライン出願	出願	800,000
	b) マニュアル出願	出願	1,250,000
明細書 30 頁を超える追加料金		頁	5,000
請求項ごとの追加料金		請求項	50,000
出願必要書類補完		出願	200,000
6 か月経過後の早期公開請求		出願	200,000
出願データの補正		出願	100,000
先使用者情報提供願		出願	3,000,000
優先権証明願		出願	250,000

微生物サンプル取得のための公式声明書申請	出願	100, 000
実体審査請求		
a) 特許出願	出願	2, 000, 000
b) 簡易特許	出願	350, 000
出願変更	出願	450, 000
審判請求	出願	3, 000, 000
登録証誤記訂正願（出願人による誤記）	出願	500, 000
フロント頁記載事項（但し、登録証記載事項を除く）の誤記訂正願（出願人による誤記）	出願	150, 000
特許出願人名称・住所変更届	特許	150, 000
特許請求項の削減による出願の一部取消請求	請求	100, 000
特許出願人名義変更登録	出願	500, 000
特許ライセンス契約登録	出願	1, 000, 000
特許ライセンス契約登録抄本申請	出願	150, 000
強制実施権申請	出願	1, 000, 000
特許登録原簿抄本申請	出願	300, 000
特許証謄本申請	出願	150, 000
包袋書類の複写	頁	10, 000
調査手数料		
a) 国内公開特許調査申請	主題	250, 000
b) オンライン特許調査	主題	0
地域における特許実施申請	出願	3, 000, 000
不可抗力による PCT 国内移行遅延	出願	5, 000, 000

添付資料 4：特許年金表

特許年金			
a) 小企業、教育機関、政府研究機関			
	1) 第一年度		
	a) 基本料金	特許	0
	b) 請求毎の料金	請求項	0
	2) 第二年度		
	a) 基本料金	特許	0
	b) 請求毎の料金	請求項	0
	3) 第三年度		
	a) 基本料金	特許	0
	b) 請求毎の料金	請求項	0
	4) 第四年度		
	a) 基本料金	特許	0
	b) 請求毎の料金	請求項	0
	5) 第五年度		
	a) 基本料金	特許	0
	b) 請求毎の料金	請求項	0
	6) 第六年度		
	a) 基本料金	特許	1, 500, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	150, 000
	7) 第七年度		

	a) 基本料金	特許	2, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	200, 000
	8) 第八年度		
	a) 基本料金	特許	2, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	200, 000
	9) 第九年度		
	a) 基本料金	特許	2, 500, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 0) 第十年度		
	a) 基本料金	特許	3, 500, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 1) 第十一年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 2) 第十二年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 3) 第十三年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 4) 第十四年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 5) 第十五年度		

	a) 基本料金	特許	5,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	250,000
	1 6) 第十六年度		
	a) 基本料金	特許	5,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	250,000
	1 7) 第十七年度		
	a) 基本料金	特許	5,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	250,000
	1 8) 第十八年度		
	a) 基本料金	特許	5,000,000
	b) 請求毎の料金	請求	250,000
	1 9) 第十九年度		
	a) 基本料金	特許	5,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	250,000
	2 0) 第二十年		
	a) 基本料金	特許	5,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	250,000
b) 一般			
	1) 第一年度		
	a) 基本料金	特許	700,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	2) 第二年度		
	a) 基本料金	特許	700,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000

	3) 第三年度		
	a) 基本料金	特許	700,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	4) 第四年度		
	a) 基本料金	特許	1,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	100,000
	5) 第五年度		
	a) 基本料金	特許	1,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	100,000
	6) 第六年度		
	a) 基本料金	特許	1,500,000
	b) 請求毎の料金	請求項	150,000
	7) 第七年度		
	a) 基本料金	特許	2,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	200,000
	8) 第八年度		
	a) 基本料金	特許	2,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	200,000
	9) 第九年度		
	a) 基本料金	特許	2,500,000
	b) 請求毎の料金	請求項	250,000
	10) 第十年度		
	a) 基本料金	特許	3,500,000
	b) 請求毎の料金	請求項	250,000

	1 1) 第十一年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 2) 第十二年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 3) 第十三年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 4) 第十四年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 5) 第十五年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 6) 第十六年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 7) 第十七年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求項	250, 000
	1 8) 第十八年度		
	a) 基本料金	特許	5, 000, 000
	b) 請求毎の料金	請求	250, 000

	19) 第十九年度		
	a) 基本料金	特許	5,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	250,000
	20) 第二十年		
	a) 基本料金	特許	5,000,000
	b) 請求毎の料金	請求項	250,000
簡易特許年金			
a) 小企業、教育機関、政府研究機関			
	1) 第一年度		
	a) 基本料金	特許	0
	b) 請求毎の料金	請求項	0
	2) 第二年度		
	a) 基本料金	特許	0
	b) 請求毎の料金	請求項	0
	3) 第三年度		
	a) 基本料金	特許	0
	b) 請求毎の料金	請求項	0
	4) 第四年度		
	a) 基本料金	特許	0
	b) 請求毎の料金	請求項	0
	5) 第五年度		
	a) 基本料金	特許	0
	b) 請求毎の料金	請求項	0

	6) 第六年度		
	a) 基本料金	特許	1,650,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	7) 第七年度		
	a) 基本料金	特許	2,200,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	8) 第八年度		
	a) 基本料金	特許	2,750,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	9) 第九年度		
	a) 基本料金	特許	3,300,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	10) 第十年度		
	a) 基本料金	特許	3,850,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
b) 一般			
	1) 第一年度		
	a) 基本料金	特許	550,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	2) 第二年度		
	a) 基本料金	特許	550,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	3) 第三年度		
	a) 基本料金	特許	550,000

	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	4) 第四年度		
	a) 基本料金	特許	550,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	5) 第五年度		
	a) 基本料金	特許	1,100,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	6) 第六年度		
	a) 基本料金	特許	1,650,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	7) 第七年度		
	a) 基本料金	特許	2,200,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	8) 第八年度		
	a) 基本料金	特許	2,750,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	9) 第九年度		
	a) 基本料金	特許	3,300,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
	10) 第十年度		
	a) 基本料金	特許	3,850,000
	b) 請求毎の料金	請求項	50,000
PCT 出願取扱手数料		出願	1,000,000

添付資料 5：意匠出願料金表

項目		単位	金額（ルピア）
産業意匠の出願登録			
a) 中小企業			
	1) オンライン出願		
	a) 単一産業意匠	出願	250, 000
	b) 組み物意匠	出願	550, 000
	2) マニュアル出願		
	a) 単一産業意匠	出願	300, 000
	b) 組み物意匠	出願	600, 000
b) 一般			
	1) オンライン出願		
	a) 単一産業意匠	出願	800, 000
	b) 組み物意匠	出願	1, 250, 000
	2) マニュアル出願		
	a) 単一産業意匠	出願	1, 000, 000
	b) 組み物意匠	出願	1, 500, 000
異議申立て			
a) 中小企業		出願	150, 000
b) 一般		出願	500, 000
産業意匠書誌情報抄録取寄せ		出願	150, 000
優先権証明願		出願	150, 000

産業意匠証明書の複写		証明書	150,000
産業意匠権譲渡登録申請			
a) 中小企業		登録番号	200,000
b) 一般		登録番号	550,000
実施権の登録		登録番号	350,000
産業意匠出願人名称・住所変更届			
a) 中小企業		登録番号	100,000
b) 一般		登録番号	200,000
産業意匠の取下げ			
a) 中小企業		出願	0
b) 一般		出願	200,000
第2条及び第4条に基づく産業意匠登録拒絶に対する反論			
a) 中小企業		出願	200,000
b) 一般		出願	400,000
産業意匠登録証明願		登録番号	200,000
産業意匠出願データの訂正申請		登録番号	200,000
産業意匠登録証の書誌事項誤記訂正（出願人による誤記）		登録番号	400,000

添付資料 6：商標・地理的表示出願料金表

商標料金	単位	金額（ルピア）
商標登録出願及び商標更新出願		
a) 中小企業		
1) オンライン出願	区分	500, 000
2) マニュアル出願	区分	600, 000
b) 一般		
1) オンライン出願	区分	1, 800, 000
2) マニュアル出願	区分	2, 000, 000
地理的表示出願		
1) オンライン出願	区分	450, 000
2) マニュアル出願	区分	500, 000
商標・団体商標登録権利存続期間更新		
a) 権利存続期間満了前 6 ヶ月以内の更新		
a) 小企業		
1) オンライン出願	区分	1, 000, 000
2) マニュアル出願	区分	1, 200, 000
b) 一般		
1) オンライン出願	区分	2, 250, 000
2) マニュアル出願	区分	2, 500, 000
b) 権利存続期間満了後 6 ヶ月以内での更新		

1) 小企業		
a) オンライン出願	区分	1, 500, 000
b) マニュアル出願	区分	1, 800, 000
2) 一般		
a) オンライン出願	区分	3, 000, 000
b) マニュアル出願	区分	4, 000, 000
商標/団体出願/地理的表示出願に対する異議申立	出願	1, 000, 000
商標/団体商標/地理的表示にかかる審判請求	出願	3, 000, 000
各種登録申請		
a) 商標所有者名称・住所変更届	出願/番号	300, 000
b) 商標/登録団体商標権の譲渡・合併による譲渡登録	登録番号	650, 000
c) ライセンス登録	登録番号	500, 000
d) 商標登録/ 団体商標 / 地理的表示の削除登録	出願/番号	200, 000
e) 団体商標の規約変更届	登録番号	300, 000
商標登録の抄録及び商標に関する証明申請		
a) 商標/ 団体商標/地理的表示の登録証明	出願/番号	200, 000
b) 庁証明		
1) 商品/サービスの分類に関する証明	申請/分類	200, 000
2) 商品/サービスの類否に関する証明	申請/分類	200, 000
3) 商標権存続期間の更新に関する証明	申請/分類	200, 000
c) 商標/地理的表示登録原簿に関する情報申請	申請/番号	200, 000
商標登録と地理的表示登録データの誤記訂正（出願人による誤記の修正。所有者・代理人に関するデータは	出願	200, 000

対象外)		
地理的表示記載要件事項のデータ変更（出願人による誤記の修正）	出願	300,000
登録商標と地理的表示出願変更データの誤記訂正（出願人による誤記の修正。所有者・代理人に関するデータは対象外）	申請	200,000
商標出願優先権証明願	出願	300,000
地理的表示出願実体審査請求	出願	750,000
地理的表示記載事項変更登録	出願	200,000
地理的表示使用届	出願	750,000

添付資料 7 : 著作権登録出願料金表

項目		単位	金額 (ルピア)
著作権登録出願			
a. 中小企業			
	1) オンライン出願	出願	200, 000
	2) マニュアル出願	出願	250, 000
b. 一般			
	1) オンライン出願	出願	400, 000
	2) マニュアル出願	出願	500, 000
コンピュータープログラムの著作物登録出願			
a. 中小企業			
	1) オンライン出願	出願	300, 000
	2) マニュアル出願	出願	350, 000
b. 一般			
	1) オンライン出願	出願	600, 000
	2) マニュアル出願	出願	700, 000
著作権登録の譲渡登録申請		登録番号	150, 000
著作権者氏名住所変更届		登録番号	100, 000
著作権登録原簿抄録申請		登録番号	100, 000
著作登録証謄本申請		登録番号	100, 000
著作権実施権の登録		登録番号	100, 000
登録著作物の庁証明		出願	100, 000
著作権登録データ修正申請		出願	100, 000

著作権登録証誤記修正（出願人による誤記）	登録番号	100,000
----------------------	------	---------

添付資料 8 : 営業秘密料金表

項目	単位	金額 (ルピア)
営業秘密譲渡登録		
a. 小企業	出願	200,000
b. 一般	出願	400,000
営業秘密ライセンス契約登録		
a. 小企業	出願	150,000
b. 一般	出願	250,000

添付資料 9：集積回路配置登録出願料金表

項目	単位	金額（ルピア）
集積回路配置登録出願		
a. 中小企業	出願	400,000
b. 一般	出願	700,000
集積回路配置登録原簿抄本申請	出願	200,000
集積回路配置登録証謄本申請		
a. 中小企業	出願	100,000
b. 一般	出願	200,000
集積回路配置権譲渡登録申請		
a. 中小企業	出願	250,000
b. 一般	出願	500,000
集積回路配置登録実施権登録申請		
a. 中小企業	出願	150,000
b. 一般	出願	250,000
集積回路配置登録名義人の氏名・住所変更届		
a. 中小企業	出願	150,000
b. 一般	出願	250,000
集積回路配置登録取消申請		
a. 中小企業	出願	0
b. 一般	出願	200,000

添付資料 10：植物品種登録料金表

項目	単位	金額（ルピア）
植物品種登録出願		
a. インドネシア人・政府研究機関・国内の大学	品種	150,000
b. 外国人・非政府研究機関及び企業	品種	250,000
植物品種登録変更／修正	品種	200,000
植物品種権譲渡登録	品種	250,000
植物品種権ライセンス契約登録申請	ライセンス	1,500,000
強制実施権	ライセンス	1,500,000
年金		
a. インドネシア人・政府研究機関・国内の大学	品種	750,000
b. 外国人・非政府研究機関及び企業	品種	1,500,000
植物品種登録原簿抄録	抄録	100,000
植物品種登録証明謄本	証明書	100,000
植物品種登録書類謄本	頁	5,000
優先権証明書申請	証明書	500,000
審判請求	品種	3,000,000
代理人登録	人	5,000,000
検査機関での実体審査		
a. 6 ヶ月以下の植物	品種	1,750,000
b. 6 ヶ月以上の植物	品種	2,250,000
海外実体審査		
a. 書類審査	品種	5,360,000

b. 資料購入	品種	4, 500, 000
---------	----	-------------

添付資料 11 : 特許出願用紙

MINISTRY OF JUSTICE AND HUMAN RIGHTS R.I.
DIRECTORATE GENERAL OF INTELLECTUAL PROPERTY

Created in 2 copies

Patent Application Form

Filled by officers

Date of application :

Number of application :

Hereby I / we 1): (71) N a m e : Address 2) : Citizen : Phone No : Email : taxpayer identification number (if any) :	
apply for a patent/simple patent	[]
which is a patent application International / PCT by the numbers	
(74) through / not through *) IP Consultant Name of Legal Entity 3): Legal Entity Address 2): IP Consultant Name: Address 2): IP Consultant numbers: Phone / Fax: email:	[]
(54) with the title of the invention:	[]
This patent application is a fraction / Change of a patent application number:	[]

(72) The name and address and nationality of the inventor (s): ☐ ☐ Name: / address/(email address if any), citizens Name: / address/(email address if any), citizens Name: / address/(email address if any), citizens Name: / address/(email address if any), citizens	<u>Filled by officers</u> []
(30) The patent application was filed with / not with *) priority rights 4) Country: Date. Receipt of the request a priority number 	[]
Herewith I enclose 5): 1 (one) copy: ☐ power of attorney ☐ Letter of transfer of rights to the invention ☐ A statement of ownership of the invention by the inventor. ☐ Evidence of the appointment of the country of destination (DO / EO) ☐ The priority documents and translations ☐ International patent application document / PCT ☐ Certificates of deposit of microorganisms and translations ☐ Other documents (specify): and 1 (one) copy of the invention comprises: ☐ Description page ☐ Claim(s) ☐ Abstract ☐ Drawing (s) (if any)	[] [] [] [] [] [] []
I / we are proposing, image numbers can be accompany the abstract at the time of the publication/announcement on a patent application (Law No. 13 of 2016)	[]
Thus this patent application I / we submitted for further processing	

Applicant,

(.....)⁶⁾

Information :

- 1) If more than one person then simply one were included in this form while others written on an additional attachment.
- 2) Is the official address / correspondence.
- 3) If the Patent Consultant appointed to work on a particular legal entity engaged in the field of patent agent then give the name of the legal entity concerned.
- 4) If more than the space provided that written on an additional attachment.
- 5) Put a cross on the type of document you attach.
- 6) If the patent application is filed by:
 - More than one person, any person designated by the group / group
 - The right to sign the Patent Consultants is a consulting registered Patent Office.

*) pick up as needed.

Form No. 001/P/KI/2016

添付資料 12 : 特許審査請求用紙

Ministries of Law and Human Rights of the Republic of Indonesia
Directorate General
Intellectual Property Rights

REQUEST FORM
FOR SUBSTANTIVE EXAMINATION OF PATENT

Here with I/We 1)		Filled by Officer
(71) Name :	Application date :	
Address2) :		Filled by Officer
Nationality :		[]
Phone Number :		
Taxation No. :		
Which has applied for a Patent Application alone / using a Patent Consultant		
(74) Name of Consultant :		[]
Consultant's No. :		[]
with:		
(65) Patent Application No. :		[]
(22) Application Date :		[]
(54) Title of invention: :		[]
Requesting for Substantive Examination for the above patent application		[]
Herewith, I / we attach :		
[] Substantive Examination Fee in an amount of (Two Million Rupiah)		[]
[] Claim's fee which has not been paid claim(s) @ Rp. in a total amount of Rp. (.....)		
[] Lacks of other document(s) which is described on the enclosure of this form. (please see the additional attachment)		

Applicant,

(.....)

Form No. 017/P/PAK/H/1999

MINISTRIES OF JUSTICE AND HUMAN RIGHTS REPUBLIC OF INDONESIA.
DIRECTORATE GENERAL OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

INDUSTRIAL DESIGN APPLICATION FORM

Filled by officer
(15) Application date :
(22) Filing date :
(11) Application number :

I/we hereby :	FILLED BY OFFICER
(71) Applicant name :	()
(86) Citizenship : Address :	
Phone/Fax No. :	
Tax Payer No. :	
Request a registration for Industrial Design	
With/without IPR consultant	
(74) IPR Consultant name : Address :	()
Name of Legal entity : Address : IPR Consultant No. : E-mail address : Phone/Fax No. :	
(54) Title of Industrial Design :	
(72) Name and citizenship of the designer(s)	()
	()
Request for registration for Industrial Design is filed with/without priority right (30):	
(33) Country (32) The prior application date (31) Priority No.	() ()
(51) Class of Industrial design (Locarno Class):	

I/We hereby enclosed :	
1 (one) copy:	
☐ Power of Attorney	()
☐ Assignment	()
☐ Declaration of Entitlement	()
☐ Priority document and the translation thereof	()
☐ Document (Application) of Industrial Design with priority and the translation thereof	()
☐ Others (describe):	()
3 (three) copies:	
☒ Description of Industrial Design or Description of Drawing	()
☐ Physical example	()
☒ Drawing or Photograph (describe the number)	()

Thus, this application I/We have proposed to be processed.

Person who file the application
of Industrial Design

()

Attachment I
The decision of the Director General of Intellectual Property
Number : HKI-02.HI.06.01 Year 2017 related to
Trademark Application Form
Date : 03 March 2017

APPLICATION FORM OF REGISTRATION TRADEMARK

Hal 1/2

Application Date:	Filing Date:
Applicant's Ref No:*	Application No:

*If available

Identity of the Applicant			
Nama	GOO CHEMICAL CO., LTD.		
☐	Please check (x) if the applicant is more than one and attach it in the separated sheet.		
☐	Please check (x) if the applicant is SMEs.		
☐ Individual	☐ Legal entity		
Nationality: Japan		Country of incorporation:	
Address			
District/City	-	Postal Code	
Province	-	Country	
Phone/Fax	-		
Email	-		

Mailing address (if different from the address on the identity of the applicant)			
Address			
District/City		Postal Code	
Province		Country	

Attorney Identity			
Name of attorney			Consultant No
Company Name			
Address			
Phone/Fax			
Email			

Priority Claim			
No.	Priority Date	Country/Trademark Office	Priority Number
	-	-	-

☐ Please check (x) if the priority claim is more than one and attach it in the separated sheet.

Tipe Merek		
☐ Word mark	☐ Device/logo mark	☐ Word mark + device/logo
☐ Three-dimensional mark	☐ Sound mark	☐ Hologram mark

☐ Please check (x) if collective trademark

Name and/or Trademark Description**	
Name of Mark:	
Mark description:	

Class	Type of Goods and/or Service

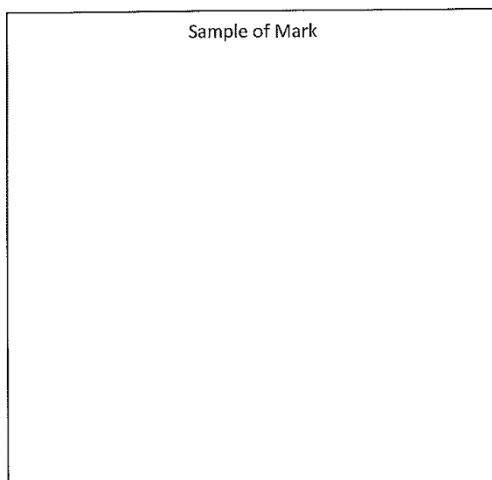
sheet.	Signed
Place and date of sign:	

	3 (three) samples of mark
	Receipt of payment fee
	Power of Attorney
	Declaration of Entitlement
	Priority document and the translation thereof
	A copy of the condition of use for collective mark

Attachment I
The decision of the Director General of Intellectual Property
Number : HKI-02.HI.06.01 Year 2017 related to
Trademark Application Form
Date : 03 March 2017

DECLARATION FOR TRADEMARK REGISTRATION

Mark:



Filed for application registration trademark by:

Name of Applicant:

Address :

Hereby solemnly declare that the above mark is owned by applicant and not imitating other party's mark

Jakarta,

Signed

APPENDICES FOR REGISTRATION REQUEST FORM

Page / Total Pages: /

1. The Example of the applicant's identity if applicant is more than one party.

Identitas Pemohon	
No	
1.	
2.	
3.	
dst.	

2. The Example of priority claim writing if more than one priority claim.

Priority Claim			
No.	Priority Date	Country/Trademark Office	Priority No.
1.			
2.			
3.			
etc.			

3. The example of a three-dimensional mark label display or a hologram mark if more than one image.

1.	2.	3.
		etc.

4. The Example of writing if the class and type of goods or services exceeded the place provided.

Class	Type of goods and/or service
etc.	Etc.

Report of Complaint Form

●Reporter Data

Reporter Name *

Please add Full name

ID Number (KTP) *

Please add ID Number (KTP)

Gender *

☐ Male

☐ Female

Please choose the gender

Citizen *

Please choose the citizen

Electronic Mail (e-mail) *

Please add electronic mail (e-mail)

Telephone (HP) *

Please add telephone or HP

●Infringement Data

Type of Intellectual Property *

- Copyright
- Industrial Design
- Trademark
- Patent
- Geographical Indication
- Lay-out Design of Integrated Circuit

Please choose type of Intellectual Property

Complainant/Reporter *

- Owner/holder of Intellectual Property
- Proxy owner/holder of Intellectual Property
- Author
- Licensee

Please choose complainant/reporter

Province *

Please choose the province of scene

Evidence (chosen one or all) *

- ☐ Intellectual Property Ownership (Certificate)
- ☐ Ownership Statement
- ☐ Memo/Purchasing Receipt
- ☐ Related Evidence

Brief Description of the Case *

• The Evidence Data

Supporting Data the 1st (ID) *

Drop a file here or
click to upload
Maximum upload
size: 5MB

Upload supporting data (PDF/JPG with max size 5 MB)

Supporting Data the 2nd (Evidence) *

Drop a file here or
click to upload
Maximum upload
size: 5MB

Upload supporting data (PDF/JPG with max size 5 MB)

Supporting Data the 3rd (Evidence) *

Drop a file here or
click to upload
Maximum upload
size: 5MB

Upload supporting data (PDF/JPG with max size 5 MB)

Statement*

☐ That the complaint / report is made in accordance with the Applicable Law and I declare that all proof of the rights conveyed is true.

添付資料 16：スラバヤインターナショナルスクール商標事件

事件番号：07/HKI.Merek/2010/PN.Niaga.Sby

原告：X1（インドネシア法人）

被告 1：Y1（インドネシア人）

被告 2：知的財産総局

経緯：

1977 年 2 月 22 日	原告が法人登録。
1977 年 9 月 23 日	原告が教育大臣より開校の許可を与えられる。
2002 年 7 月 2 日	被告 1 が商標「Surabaya International School」（41 類）を出願。
2003 年 7 月 24 日	被告 1 の商標「Surabaya International School」が登録される。（登録番号 543887）
2010 年 8 月 4 日	原告が商標使用に関する警告状を被告より受け取る。
2010 年 11 月 11 日	原告が商標「Surabaya International School」（41 類）を出願。（出願番号 D10. 2010. 000. 393）
2010 年 11 月 15 日	原告がスラバヤ商務裁判所に商標 543887 の取消を訴える。

原告の訴え：

- ・被告 1 の商標「Surabaya International School」（41 類、543887）は悪意により出願されたことを認める。
- ・「Surabaya International School」は原告の法人名であることを宣言する。
- ・被告 1 の商標「Surabaya International School」（41 類、543887）の取消を被告 2 に命じる。

- ・原告の商標出願（出願番号 D10. 2010. 000. 393）を登録するように被告 2 に命じる。
- ・原告が被った物質的被害 Rp130, 900, 000 及び非物質的被害 Rp500, 000, 000 を賠償するように被告 1 に命じる。
- ・訴訟費用を負担するように被告 1 及び被告 2 に命じる。

被告 1 の反論：

- ・この訴訟は商標登録から 5 年以上経過して起こされているので、却下されるべきである。
- ・被告 1 は適法に登録された商標「Surabaya International School」（登録番号 543887）の所有者であるから、同商標の独占的使用権を有する。
- ・原告は「Surabaya International School」を法人登録していても、被告 1 より先に商標出願していないので、商標を使用することができない。

スラバヤ商務裁判所の判決：

- ・被告 1 が商標「Surabaya International School」を出願したのは悪意に基づく。
- ・「Surabaya International School」は適法に登録された原告の法人名である。
- ・被告 2 に被告 1 の商標「Surabaya International School」（登録番号 543887）の登録を取り消すように命じる。
- ・被告 2 に原告の出願した商標「Surabaya International School」が登録される。（出願番号 D10. 2010. 000. 393）を登録し、登録証を発行するように命じる。

添付資料 17：清涼飲料トレードドレス冒用問題

概要：

インドネシアの食料品店等でよく見かけるサイの図形を容器に使用した清涼飲料水は、広く一般大衆に親しまれていた。この清涼飲料水は元々シンガポールの製薬会社が製造販売していたが、1980 年頃からインドネシアのビジネスパートナーによってインドネシア市場に出回るようになった。シンガポール側はインドネシア市場に進出する当初からパートナーを通じて商標 Cap Kaki Tiga を登録したが、パッケージデザインに使用されたサイの図形は商標登録されなかった。その後インドネシアのパートナーが無断でサイの図形を著作権及び商標登録したことが発覚。シンガポール側はそれらの登録を取消すように商務裁判所に訴えた。シンガポール側は、一旦商務裁判所によって主張を認められたものの、その後最高裁判所で逆転敗訴した。その間、シンガポール側はサイ図形の商標を登録し、一時期両者ともサイ図形商標を所有する形となったが、最終的にインドネシア側が先に著作権登録や商標出願していたで権利が認められ、シンガポール側はサイの図形を使用することができなくなった。



原告商品（左）と被告商品（右）

1. 当事者：

原告（被上告人）：

X1（シンガポール法人）

被告（上告人）：

Y1（インドネシア人）

2. 経緯

1937 年	原告が CAP KAKI TIGA の商標をサイの図形と共に使用し始める。
1960 年 10 月 28 日	原告が日刊紙 Sin Chew Jit Poh にサイの図形を使用した清涼飲料の宣伝を掲載。
1978 年 2 月 2 日	原告が被告に対してインドネシアにおける市場開拓のため、CAP KAKI TIGA の商標を使用した清涼飲料の製造、販売、宣伝、頒布に関する許諾を与える。その際、原告は被告に対して商標 Cap Kaki Tiga の商標と著作権登録手続きをするように依頼した。
1986 年 3 月 19 日	原告が日刊紙 Sin Chew Jit Poh にサイの図形を使用した清涼飲料の宣伝を掲載。
1991 年頃	被告がサイ図形商標の登録を出願する。 (登録番号 509205, 509206, 509207, 509208, 509209, 509210) 
1998 年 8 月 8 日	原告が日刊紙 Berita Harian にサイの図形を使用した清涼飲料の宣伝を掲載。

1998 年 12 月 20 日	原告が週刊誌Berita Mingguにサイの図形を使用した清涼飲料の宣伝を掲載。
1998 年 12 月 24 日	原告が`新聞 Utusan Malaysua にサイの図形を使用した清涼飲料の宣伝を掲載。
1999 年 10 月 23 日	原告が Cap Kaki Tiga 商標 32 件の登録出願をする。(後に登録番号 547069 等) 
2003 年 6 月 16 日以前	被告がサイ図形商標 4 件の登録出願をする。(後に登録番号 IDM000010167 等にて登録) 

2003 年 9 月 23 日	原告がサイ図形商標を出願する。(後に登録番号 IDM000199185 にて登録) 
2004 年 3 月～9 月	被告がサイ図形商標 12 件の登録出願をする。(後に登録番号 IDM000050902 等にて登録) 
2004 年 8 月 11 日	著作権 027523 号が被告名義で登録される。 

2005 年 7 月 27 日	著作権 028036 号が被告名義で登録される。 
2010 年 4 月 12 日	原告、著作権登録 027523 号、028036 号の取消を訴える。(28/Hak Cipta/2010/PN. NIAGA. JKT. PST.)
2010 年 4 月 12 日	原告、被告の登録商標の取消を訴える。 (29/Merek/2010/PN. NIAGA. JKT. PST.)
2010 年 7 月 12 日	商務裁判所、著作権の取消を命じる判決を下す。
2010 年 7 月 21 日	商務裁判所、商標の取消を命じる判決を下す。
2010 年 7 月 28 日	被告、著作権取消しに対する不服を最高裁に訴える。(No. 766 K/Pdt. sus/2010)
2010 年 7 月 28 日	被告、商標取消しに対する不服を最高裁に訴える。(No. 767 K/Pdt. sus/2010)
2010 年 11 月 30 日	最高裁、商務裁判所の判決を覆し、著作権の登録を認める。
2010 年 11 月 30 日	最高裁、商務裁判所の判決を覆し、商標の登録を認める。

3. 著作権取消訴訟 (28/Hak Cipta/2010/PN. NIAGA. JKT. PST.)

(1) 原告の主張

・原告はシンガポールの企業であって、原告の調査研究の成果のひとつが清涼飲料である。

原告の清涼飲料は商標 CAP KAKI TIGA にサイの図形をあしらった容器を使用して販売した。

・原告は 1937 年から商標 CAP KAKI TIGA にサイの図形を使用してきた。したがって、CAP

KAKI TIGA 商標の清涼飲料の販売において、サイの絵を最初に使用したのは原告である。



- ・また、原告は 1960 年から 1998 年にかけてマレーシア又はシンガポールの新聞広告にサイの画像の商標を掲載した。
- ・著作物の保護はその著作物を最初に社会に向けて公開した者が受けるべきである。
- ・被告の著作権登録 027523 と 028036 を原告の許可を得ずに行ったので、これらは悪意に基づいて出願された。
- ・被告は 1980 年に原告はインドネシア市場に進出するため、CAP KAKI TIGA 商標とサイの図形を使用して清涼飲料を製造し、販売し、宣伝し、頒布するために被告と協力関係にあった。
- ・しかるに被告は悪意に基づき、原告の許可、合意、通知なくサイの図形を以下のように著作権登録したのである。

創作者：Y1

著作権者：Y1

公開の日と場所：1990 年 1 月 12 日 ジャカルタ

登録番号・登録日：028036 2005 年 7 月 27 日

創作者：Y1

著作権者： Y1

公開の日と場所：1990 年 1 月 12 日 ジャカルタ

登録番号・登録日：027523 2004 年 8 月 11 日

・この著作権登録は、原告の創作物を明らかに故意に模倣するものであって、悪意を示すものであって、登録を取り消されるべきである。

（２）被告の反論

- ・被告は 027523 及び 028036 の創作者であり、最初の使用であり、著作権者である。
- ・著作権登録 027523 号は、サイの図形とアラビア文字のカリグラフィと「サイの清涼飲料」を意味するインドネシア語の文字を組み合わせたもので、磯辺に立つ一角サイの側面を山脈と海を背景に描いたものであって、そのサイの下部に、アラビア文字のカリグラフィと「サイの清涼飲料」を意味するインドネシア語を組み合わせたもので、これらはひとつの総合的な創作であって各部分を分割することはできない。
- ・同様に著作権登録 028036 号は、サイの図形とアラビア文字のカリグラフィと「清涼飲料」を意味するインドネシア語の文字を組み合わせたもので、磯辺に立つ一角サイの側面を山脈と海を背景に描いたものであって、そのサイの下部に、アラビア文字のカリグラフィと「清涼飲料」を意味するインドネシア語を組み合わせたもので、これらはひとつの総合的な創作であって各部分を分割することはできない。
- ・これらの『サイとアラビア文字のカリグラフィに「サイの清涼飲料」の文字』からなる著作物、および『サイとアラビア文字のカリグラフィに「清涼飲料」の文字』からなる著作物は、原告を起源とするものではなく、被告がインドネシアに生息する一角サイからヒントを得て、自然の風景を背景に、アラビア文字と被告の母国語であるインドネシア語で「清涼飲料」又は「サイの清涼飲料」の文字を組み合わせたものである。したがって、原告がこれらの著作物の著作権者である。

- ・したがって、これらの著作物は被告の著作物として保護を受けてしかるべきであり、将来問題になることを防ぐために被告は知的財産総局にて著作権登録をしたのである。

- ・すでに登録証が発行されているのは、被告の著作権がすべての登録要件を満たしているからである。

- ・原告は Cap Kaki Tiga 商標の使用を先に始めたと自ら認めている。Cap Kaki Tiga とサイの図形が一緒に使われるようになったのは、被告の協力があったからである。

- ・もし被告が悪意であるならば、本来原告が創作者ではない商標 Cap Kaki Tiga も被告名義で登録しないだろうか。しかし、被告は原告の利益を損ないたくはないのでそのようなことはしない。

（３） 商務裁判所の判断

- ・サイの図形を最初に使用したのが原告であって、被告は悪意によりそのサイの図形を登録したかどうかについては、原告が提出した新聞広告の証拠により、1937 年から原告がサイのマークを使用していたことを認定し、1978 年 2 月 8 日に原告が被告に対してインドネシアにおける製造、販売及び Cap Kaki Tiga の商標ならび著作権の登録に関する指示書が出されていたことを認定する。そして、被告の著作権登録によれば問題の著作物は 1991 年 11 月 4 日にスマランで、1995 年 2 月 16 日にジャカルタでそれぞれ公開されたとされており、それは原告がサイの図形を使用し始めた時期よりもずっと後である。

- ・したがって、もし被告が原告よりも先にサイの図形を公開したという証拠がなければ、原告が最初にその著作物を創作したと考えざるを得ない。

- ・また、著作権法第 35 条第 4 項には、著作権登録は著作権を取得するための義務ではないと規定されている。

- ・したがって、原告は、著作権法第 1 条第 2 項に規定された「個人又は共同する複数の者であって、着想によって、思考力、想像力、奇智、技量、又は技能に基づいて、特別かつ個性的な形に表現された著作物を創作する者」という著作権者の定義を満たしていないの

で、その著作物の登録を取消せという原告の訴えは容認せざるを得ない。

（４）最高裁判所の判断

- ・ 被上告人はシンガポールですらサイ図形の著作権登録を受けておらず、自身がサイ図形の著作権者であるという証拠が十分でない。
- ・ 被上告人は 1996 年 3 月 1 日にインドネシアで上告人と商標 Cap Kaki Tiga を共同出願したにすぎない。
- ・ 上告人の著作物はアラビア文字やインドネシア語の表記と組み合わせされており、被上告人の著作物とは異なる。
- ・ サイはインドネシアで数多く図形化されている動物であり、被上告人が著作者であると認めるに十分な理由が見当たらない。
- ・ 被上告人の主張を認め、商務裁判所の判決を取り消す。

４．登録商標取消訴訟（29/Merek/2010/PN. NIAGA. JKT. PST.）

（１）原告の主張

- ・ 原告はシンガポールで設立された企業であって、その研究開発の成果の一部はサイの図形を伴う商標 Cap Kaki Tiga を使用して販売されている清涼飲料である。
- ・ 1960 年、1986 年、1998 年等の新聞広告に掲載されたように、原告はこの清涼飲料をサイの図形と共に宣伝してきた。
- ・ また、次の写真のように、1937 年から現在までサイの図形を使用し続けてきた。



- ・1980年にインドネシア市場に進出するため、原告はCap Kaki Tiga 商標とサイの図形を使用した清涼飲料の製造、販売、宣伝及び頒布において被告と協力関係にあった。

- ・その際、被告は原告名義の商標としてサイ図形を含まないCap Kaki Tiga のみを登録した。

- ・さらにあることか、被告は原告に通知することなく無許可、無承認のままサイの図形を商標登録したのである。

- ・原告は自分の権利を守るために同様の商標IDM000199185を登録した。

- ・原告は被告の商標が前記原告商標と少なくとも要部において同一であることに不服である。すなわち、視覚的には、サイの図形が酷似しており、商品も同じ5類に属し、また概念的にも被告のサイ図形は、原告のサイ図形と一体になったCap Kaki Tiga 商標と要部において同一である。

- ・被告は当初原告名義の清涼飲料の商標としてサイの図形を含まないCap Kaki Tiga のみを登録しておきながら、後に自分名義でサイ図形を商標登録したのは不正行為であって悪意に基づく。

- ・被告の商標登録は、商標法第6条第1項（b）に規定された著名商標と要部が同一な商標に該当し、取消されるべきである。

- ・商標法第69条は商標登録取消の請求期間を登録から5年以内と定めているが、インドネシアが1992年に加盟したパリ条約第6条の2第3項には悪意をもって出願された商標の取消には時効がないと規定されている。

- ・それであるから、被告の商標は悪意に基づいて出願されたものであって、取消されるべきである。

（2）被告の反論

- ・そもそも被告のサイ図形の商標は独自に考えたものであって、原告の商標であるCap Kaki Tiga に影響されたものではない。1978年2月8日に原告から被告に与えられたライセンス

は正式であって、原告に対して Cap Kaki Tiga 商標を使用した製品を製造、販売し、Cap Kaki Tiga を商標及び著作権登録事務を行い、Cap Kaki Tiga 商標の製品を保険省に登録するためのものであった。

- ・原告は商標が著名であると主張するが、活発な宣伝活動をしたという証拠や複数国での投資実績、複数国での登録実績に関する証拠を提出していない。

- ・一方被告はサイ図形の商標をインドネシアのみならず、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、香港、ラオス、ニュージーランド、フィリピン、UEA、サウジアラビア、南アフリカ、シンガポールにて出願し、著名商標としての条件を満たすように努力している。

- ・原告は被告が善意でないと主張するが、商標法第 4 条解説に「善意の出願人とは、適格で誠意をもって商標を出願し、他人の著名商標に便乗したり、模倣したり、追随したりすることを意図しない者である。」と記載されていることに基づいて原告の主張を否定する。

- ・原告自ら認めているように、原告は被告に対して商標 Cap Kaki Tiga の使用を許諾した。その契約書では、被告がロゴマークを使用することについて規定しているだけである。そしてそのために被告は原告に対してロイヤルティを支払ってきた。したがって、被告が善意でないという主張は相当でない。

- ・原告の商標は Cap Kaki Tiga であるのに対して、被告の商標はサイの図形であって、明らかに相違しているから、これらが似ているという原告の主張は受け入れられない。

(3) 商務裁判所の判断

- ・原告商標は 1959 年から商標 Cap Kaki Tiga とサイの図形をもって宣伝されてきたと認められ、また原告はシンガポール、中国、台湾、ミャンマー、ベトナム、マレーシア、ブルネイ及びフィリピンで商標登録してきたので、その商標は著名であると認める。したがって、本商標の取消は、登録後期限なく申し立てることができる。

- ・被告は原告から商標のライセンスを受けた後で、サイの図形を自分の名義で商標登録しているが、ライセンスの対象が Cap Kaki Tiga 商標であってサイの図形を含まなかったと

しても、視覚的に商標 Cap Kaki Tiga とサイの図形は一体化して切り離せないものであるから、サイの図形だけを取り出して自分名義で登録したものは、原告のサイの図形と視覚的に似ているし、清涼飲料という概念でも似ている。したがって、被告商標は原告商標と要部または全部が同一であると認められ、商標法第6条第1項(a)(bの間違いか?)に相当するから原告の主張は容認すべきである。

(4) 最高裁判所の判断

- ・被上告人が上告人に商標ライセンスを与えたとき、登録された商標は Cap Kaki Tiga のロゴマークであり、そこにはサイの図形は含まれていなかった。
- ・1991年に上告人がサイの図形を商標登録した際、商標審査を経て登録に至ったのであり、上告人はこの商標の権利者である。
- ・また上告人はシンガポール、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、香港、ラオス、ニュージーランド、フィリピン、UEA、サウジアラビア、南アフリカ等 10 カ国以上で商標登録している。
- ・もし上告人が善意でないならば、1991 年以降なぜ被上告人は不服を申し立てなかったのか。
- ・上告人はインドネシア国籍であって、Badak というサイを意味するインドネシア語を使用しており、被上告人商標の Cap Kaki Tiga とは要部において同一であるとは認められない。

添付資料 19 : K-fee 商標不使用抹消事件

事件番号 : 36/Pdt. Sus-HKI/Merek/2016/PN. JKT. PST (中央ジャカルタ商務裁判所)

1060 K/Pdt. Sus-HKI/2016 (最高裁判所)

原告 : X1 (ドイツ法人)

被告 1: Y1 (インドネシア法人)

被告 2 : 知的財産総局

登録商標” K-fee” (登録番号:IDM000359820、登録日 1 Pendaftaran: 2012. 03. 11

Tanggal penerimaan permohonan: 2012. 07. 09

経緯 :

1999 年 8 月 25 日	原告商標” K-fee” が OHIM にて登録される。(登録番号 001288463、9 類、30 類、32 類)
2002 年 3 月 11 日	被告 1 による商標” K-fee” が出願される。(その後登録番号 530380 で登録。30 類)
2012 年 7 月 9 日	被告 1 商標が更新登録される。(登録番号 IDM000359820)
2015 年 4 月 21 日	原告がインドネシアにおいて商標出願。(出願番号 D002015016788、30 類)
2016 年	原告商標出願が被告 1 の商標によって拒絶されたのを受けて、原告が中央ジャカルタ裁判所に被告 1 商標の抹消を訴える。
2016 年 8 月 25 日	中央ジャカルタ商務裁判所が原告の訴えを容認する。

原告が提出した証拠：

P-1	OHIM 発行の原告商標” K-free” 登録証（登録番号 001288463、9 類、30 類、32 類、1999 年 8 月 25 日）
P-2	インドネシアにおける原告商標出願書類（出願番号： D002015016788、出願日： 2015 年 4 月 21 日、30 類）
P-3	調査会社によるジャカルタ、バンドン、メダン、スマラン、スラバヤにおける被告商標の使用実態に関する調査報告書（2016 年 2 月 17 日）
P-4	被告商標登録（登録番号 530380、発行日 2003 年 2 月 24 日、その後 2012 年 3 月 1 日に出願番号 R002012003452 にて更新出願され、2012 年 7 月 9 日に IDM000359820 にて更新登録）のコピー
P-5	被告が保健省にて登録を得ていないことの証明書（2016 年 2 月 25 日）
P-6	保健省にて被告が「K-free」を付した商品の販売許可を得ていないことの証明書（2016 年 4 月 22 日）

裁判所の判断：

中央ジャカルタ商務裁判所は原告の主張を全面的に認める判断を下した。

その後、被告は最高裁に上告したが、最高裁は商務裁判所の判断を支持した。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル インドネシア編

[著者]

ハキンダ・インターナショナル

山本芳栄

[発行]

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL: 03-3582-5198

シンガポール事務所 知的財産部

Hong Leong Building, #38-04 to 05, 16 Raffles Quay, SINGAPORE 048581

TEL: 65-6221-8174

2018 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2018 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するもの